

第3次清瀬市環境基本計画（案）

》計画概要

1 計画（改定）の基本的事項

■計画の背景

《世界の動き》

世界の平均気温の上昇、森林火災・洪水等による被害の深刻化、生物多様性の絶滅速度の加速化、プラスチック製品や有害化学物質による環境汚染の深刻化

《国内の動き》

第六次環境基本計画、地球温暖化対策計画

《東京都の動き》

東京都環境基本計画、ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ

■計画の目的

計画の目的は「清瀬市環境基本条例」で示されている基本理念の実現とする。

■計画の主体

計画の主体は「清瀬市環境基本条例」に基づき市・市民・事業者とする。

■計画の期間

令和8年度から令和17年度までの10年間

■計画の対象範囲

- ・気候変動（気候変動対策 等）
- ・廃棄物・資源循環（資源循環 等）
- ・自然共生（緑地、河川、生物多様性 等）
- ・安全・安心・快適（大気、水質、土壌 等）
- ・人づくり・協働（環境教育、環境学習 等）

■計画の構成

- | | |
|-----|------------------|
| 第1章 | 計画（改定）の基本的事項 |
| 第2章 | 清瀬市を取り巻く環境の現状と課題 |
| 第3章 | 清瀬市気候変動適応計画 |
| 第4章 | 目指すべき環境未来像と目標・施策 |
| 第5章 | 計画の推進方策 |

2 市を取り巻く環境の現状と課題

■環境の現状と課題

《気候変動》

- ・市域の温室効果ガス排出量は減少傾向だが、継続的な削減が必要。
- ・10kW未満の太陽光発電の導入が進んでいる。 等

《廃棄物・資源循環》

- ・令和3年度以降、ごみの収集量は減少している。
- ・多摩地域30市町村の中で11番目に資源化率が高い。 等

《自然共生》

- ・市内では地域特性ごとの特徴的な生態系が形成されている。
- ・市内には主要河川として柳瀬川、空堀川が流れ、崖線の緑地など豊かな緑が見られる。 等

《安全・安心・快適》

市内では河川水質、大気、騒音、振動、について調査が行われており、概ね良好な状態を維持している。 等

《人づくり・協働》

- ・市内の自然環境等をいかした環境イベントや周辺自治体と連携した環境学習会を実施している。
- ・市民や市民団体と協働で雑木林や河川等の維持活動を実施している。 等

環境の現状

環境の現状における課題

- ・温室効果ガス排出量を大幅に削減することが必要です。また、気候変動への適応策を進める必要があります。

- ・今後も市民の協力のもと継続的にごみの排出抑制に努める必要があります。また、さらなる分別の徹底を通じて資源の有効利用を進める必要があります。

- ・本市の豊かな緑を適切に管理や保全する必要があります。また、水辺環境の利用者へのマナー向上の働きかけが必要です。一部地域では浸水被害対策が必要です。

- ・今後も大気、水質、静けさなどの良好な環境の維持に努める必要があります。また、今後も継続的に化学物質の監視を行い、安全な環境の維持に努める必要があります。

- ・本市を取り巻く環境を活用した活動を通じて市民の行動変容につなげる必要があります。

■見直しにあたっての基本的な考え方

《計画体系》 国の第六次環境基本計画で示されている横断的な対策取組の考えを踏まえ、分野横断的に捉えた未来の姿（未来像）を設定する。

《関連計画との整合》 第5次清瀬市長期総合計画、清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等との十分な整合をはかる。

《数値指標の設定》 数値指標を設定し、計画の進捗管理が可能な構成とする。

3 清瀬市気候変動適応計画

■計画の位置付け

気候変動適応法第12条に基づく、清瀬市の地域気候変動適応計画として位置付けます。

■計画の期間

本計画の目標年次は、環境基本計画と同じく、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

■多摩地域の気候変動の現状

- ・年平均、最低、最高気温は短期的な変動を繰り返しながら上昇しています。
- ・真夏日、猛暑日、冬日の年間日数については、年によって変動がありますが、増加傾向にあります。
- ・降水について、年間降水量及び年間無降水日数は有意な増加が見られませんが、日あたり100mm以上の降雨日数は増加傾向にあります。

■本市において想定される気候変動の影響

《自然災害》

洪水・内水氾濫の発生

《健康》

暑熱・感染症等によるリスクの増加

《農林水産業》

園芸作物、農業生産基盤への影響、病害虫による影響

《水資源・水環境》

水資源、水環境への影響

《自然環境》

陸域生態系、淡水生態系への影響、生物季節、分布・個体群の変動

■具体的な施策

目指すべき環境未来像と目標・施策における基本方針
「1 気候変動」に整理（裏面参照）

4 目指すべき環境未来像と目標・施策

■計画の体系

環境 未来像	自然と人が共存し、地域の資源を未来へつなぐまち 清瀬	基本方針	基本施策	施策概要
		1 気候変動	省エネルギーの推進	省エネ行動の推進、建築物の省エネルギー化の推進
			再生可能エネルギーの普及促進	再生可能エネルギーの活用、再生可能エネルギー機器の導入促進
			脱炭素まちづくり	移動手段の脱炭素化の推進、次世代エネルギーによる脱炭素化
			災害レジリエンスの強化	浸水対策の推進、防災性の向上促進
			健康を守る対策	暑さ対策の推進、感染症対策の推進
		2 廃棄物・資源循環	廃棄物の発生抑制と減量化	リデュース・リユースの推進、食品ロス対策の推進
			リサイクル・リニューアブルの推進	資源物回収体制の強化によるリサイクルの推進、環境配慮素材の活用推進
			廃棄物適正処理対策	廃棄物の不適正処理の監視強化、適正処理の徹底
		3 自然共生	自然環境の保全・活用	水辺の保全・活用、緑地の保全・活用
			生物多様性の保全・活用	生物多様性の普及、生物多様性の保全
			農地の効果的利用	地産地消や市民参加型農業の推進、持続可能な農業の実現
		4 安全・安心・快適	公害防止対策	安全・安心な環境づくり、水環境の保全、大気質の保全、騒音・振動等の抑制
			化学物質による汚染防止策	適正管理化学物質についての事業者による報告、事業者への指導
			美しいまちの創造	地域資源をいかした美しいまちづくり、協働による美しいまちづくり
			道路・交通対策	環境に配慮した道路整備、公共交通の利便性向上、自転車利用環境の整備、歩行者に配慮した環境の整備
		5 人づくり・協働	持続可能な地域を育む人づくり	環境学習の場づくり、環境教育の推進、環境学習の推進、ボランティアの推進
			協働による取組の推進	市・市民・事業者が連携した環境保全の取組体制の構築、国・都・関係機関との連携

■本市が目指すべき環境未来像

武蔵野の風情を象徴する雑木林や、屋敷林、市内を流れる清らかな河川、そして農地は、私たちの大切な地域資源です。一方で、近年深刻化している気候変動は、これらの資源に影響を及ぼすことが懸念され、将来世代にわたる重要な課題となっています。この課題解決に向け、2050年までにゼロカーボンを実現します。また、循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向けた、更なる廃棄物の発生抑制、再資源化の取組も重要です。

このため、こどもから大人まで、全ての市民・事業者が環境を保全するための行動変容に取り組み、地域の環境保全活動に積極的に参加することで、自然環境をはじめとした本市の資源を未来につなぐとともに、持続可能な社会を実現します。

このような考えを踏まえ、本計画の目指すべき環境未来像は次のとおりとします。

自然と人が共存し、 地域の資源を未来へつなぐまち 清瀬

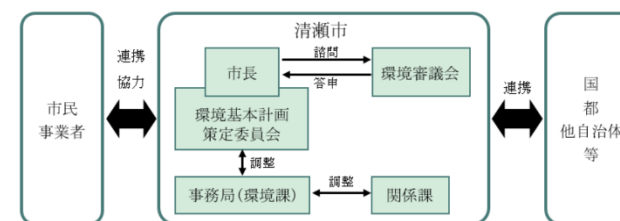
2050年において、本市は市の環境を象徴する雑木林や屋敷林、農地、良好な水質が保たれた河川などの豊かな自然環境に代表される地域資源が市民や市民団体との協力のもと維持されており、これらの自然環境に依存する多くの生き物の姿を見ることができます。

豊かな自然環境と調和した暮らしの中で、地域資源を守り育てながら次世代へとつなぎ、サーキュラーエコノミー、ゼロカーボンを実現しながら、人と自然が共に支え合う持続可能な社会が実現されています。

5 計画の推進方策

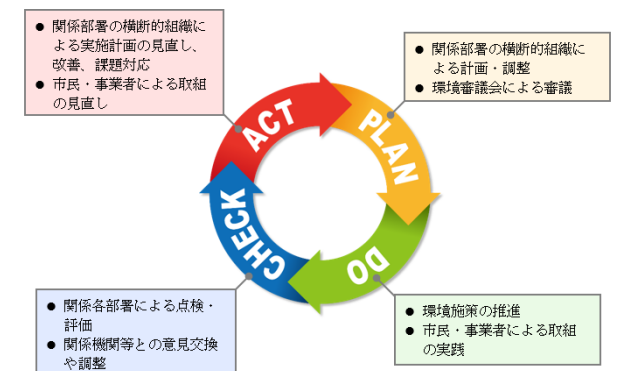
■推進体制

本計画の推進にあたっては、清瀬市環境審議会をはじめ、清瀬市環境基本計画策定委員会、各担当課及び事務局（環境課）が、相互に連携を図りながらそれぞれの役割を果たし、計画を推進します。



■進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを繰り返すことにより、取組の実効性を確保します。



第 3 次清瀨市環境基本計画

(案)

目次

第1章 計画（改定）の基本的事項.....	1
1 計画の経緯.....	1
2 計画の背景.....	1
3 計画の目的・位置付け	5
4 計画の主体と各主体の役割.....	7
5 計画の期間.....	9
6 計画の対象範囲	9
7 計画の対象地域	9
8 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり	10
9 計画の構成.....	12
第2章 清瀬市を取り巻く環境の現状と課題.....	13
1 清瀬市の概況	13
2 清瀬市の環境の現状と課題.....	17
3 見直しにあたっての基本的な考え方	28
第3章 清瀬市気候変動適応計画	29
1 計画の基本的事項.....	29
2 多摩地域の気候変動の現状.....	31
3 清瀬市において想定される気候変動の影響.....	36
4 具体的な施策	39
第4章 目指すべき環境未来像と目標・施策.....	40
1 目指すべき 2050 年における環境未来像.....	40
2 環境未来像を実現するための目標・施策	44
第5章 計画の推進方策	66
1 推進体制	66
2 進行管理	67

第1章 計画(改定)の基本的事項

1 計画の経緯

清瀬市(以下、「本市」)においては、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた、第二次清瀬市環境基本計画(平成28年3月策定)(以下、「前計画」という。)が令和8年3月末をもって計画期間が終了します。

また、近年の環境情勢においては、気候変動を原因とする平均気温の上昇及びそれに起因する防災、健康、農業など多方面への影響、プラスチックごみ等の廃棄物や化学物質による環境への影響、そして開発に伴う農地や緑地の減少、生物多様性の低下等、様々な問題に直面しています。

そこで、本市では、このような状況に対応するため、国や都と連携して近年の社会情勢や深刻化・複雑化する環境問題に対し、市民・事業者・市の協働のもと、持続可能なまちづくりに向けて取り組むため、令和8年度から令和17年度までの10年間を見据えた、第三次清瀬市環境基本計画(以下、「本計画」)の改定を行いました。

2 計画の背景

① 世界の動き

令和5年の世界の平均気温は、産業革命前(1850-1900年の平均気温)より $1.45^{\circ}\text{C} \pm 0.12^{\circ}\text{C}$ 上昇し、観測史上最高となりました。G7 広島首脳コミュニケ(令和5年5月20日)において、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられており、令和5年7月には国際連合のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と表明しました。世界の平均気温の上昇は、日本を含め、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加を更に拡大させ、それに伴って、森林火災、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されています。まさに人類は深刻な環境危機に直面しているといえます。

また、生物多様性の観点からは、私たちが生きる現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大絶滅は過去5回発生した大絶滅より、種の絶滅速度が速く、その主な原因が人間活動による影響と考えられています。

さらには、プラスチック製品や有害な化学物質による環境汚染は深刻な問題です。特にマ

マイクロプラスチックとよばれる微細なプラスチック片は、水や大気など、私たちの生活環境のあらゆる媒体に広がっています。このような汚染物質は、水や食物を通じて私たちの健康に影響を与える可能性があり、生態系全体にも悪影響を及ぼすとの懸念が高まっています。



カナダにおける森林火災の様子

出典：令和5年版 環境・循環型社会・
生物多様性白書



プラスチックごみが絡まっているカメ

出典：令和5年版 環境・循環型社会・
生物多様性白書

② 国内の動き

【環境基本計画】

国内の環境の危機に的確に対応するため、令和6年5月に閣議決定された国の第六次環境基本計画では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機により、地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあるとの認識の下、長年続いてきた構造的な問題に対して「変え方を変える」姿勢が必要であるとし、計画の根幹をなす目的、方針が大きく見直されました。

具体的には、「目指すべき文明・経済社会の在り方」として、「環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決していく」ことが掲げられました。その上で、環境政策の最上位の目標に「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング、高い生活の質、経済厚生向上の実現を掲げました。さらに、将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」をもたらす「新たな成長」を方針とし、「変え方を変える」視点として次の6点が示されました。

第六次環境基本計画における「ウェルビーイング／高い生活の質」を重視した変革の方向性

- ①ストック：ストックである自然資本（環境）の維持・回復・充実
- ②長期的視点：目先ではなく、長期的視点に立った投資
- ③本質的ニーズ：供給者のニーズのみならず、国民の本質的ニーズへの対応
- ④無形資産・心の豊かさ：無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化
- ⑤コミュニティ・包摂性：国家、市場、コミュニティのバランス
- ⑥自立・分散の重視：一極集中・大規模集中型の経済社会システムからの転換

【気候変動対策】

国は、令和7年2月に地球温暖化対策計画を閣議決定しており、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、令和17年度（2035年度）、令和22年度（2040年度）において、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）からそれぞれ60%、73%削減することを掲げています。

そして、この新たな削減目標を実現するため、次期NDC（国が決定する貢献）達成に向け、エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的に対策・施策を実施するとともに、対策・施策についてはフォローアップの実施を通じて不断に具体化を進め、柔軟な見直しを図るとしています。

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流**分野の脱炭素化、**航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《地域・暮らし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食品ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

《横断的取組》

- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→再資源化事業等高度化法に基づく取組促進、「**廃棄物処理×CCU**」の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル**促進等
- **森林、ブルーカーボン**その他の吸収源確保に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

2

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

出典：地球温暖化対策計画の概要（環境省）

③ 東京都の動き

【環境基本計画】

東京都は、令和 4 年 9 月に策定した東京都環境基本計画において、社会経済が高度に発展した成熟社会においても持続的な成長を遂げるなど、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適、希望にあふれた東京、すなわち、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指しています。

都民の健康と安全を守り、持続可能な都市を実現するための中長期的な環境政策の指針として、4 つの戦略に基づいて各種施策の推進を掲げており、特に戦略 1 では「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すとともに、再生可能エネルギーの活用拡大や脱炭素社会への移行を加速する施策を示しています。また、SDGs の理念に基づき、誰一人取り残さない社会の構築を目指し、行政・事業者・都民が連携する取組を重視しています。

【気候変動対策】

東京都は、気候危機の深刻化や社会情勢等の大きな変化の中、取組を一層加速するため、2030 年カーボンハーフとその先の未来を見据え、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を令和 7 年 3 月に策定しました。

同戦略では、あらゆる取組を戦略的に展開し、世界のモデルとなる「脱炭素都市」の実現を目指し、令和 17 年（2035 年）までに温室効果ガス排出量を 60%以上削減（平成 12 年（2000 年）比）する新たな目標と、その達成に向けた再生可能エネルギーの基幹エネルギー化、ゼロエミッションビルの拡大、水素エネルギーの普及拡大、サーキュラーエコノミーへの移行などの政策分野における 31 の個別目標が示されています。

また、令和 6 年 3 月に気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画として「東京都気候変動適応計画」を改定し、5 つの基本戦略を示すとともに、適応策の強化に向けたロードマップとして、2050 年の目指すべき姿及び 2030 年に向けた目標が示されています。

3 計画の目的・位置付け

1) 計画の目的

本計画は、「環境基本法」に定める地方公共団体の責務（第7条）及び地方公共団体の施策（第36条）の規定に沿うものです。

「清瀬市環境基本条例」（以下「条例」という。）第7条を根拠とし、第3条で示されている基本理念を実現するため、清瀬市の自然環境保全や公害防止への対応はもとより、市や市民、事業者の環境負荷の少ない日常及び事業活動のあり方を示す計画であり、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

清瀬市環境基本条例

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行うものとする。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環型社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを目指して、すべてのものが協働することによって行うものとする。

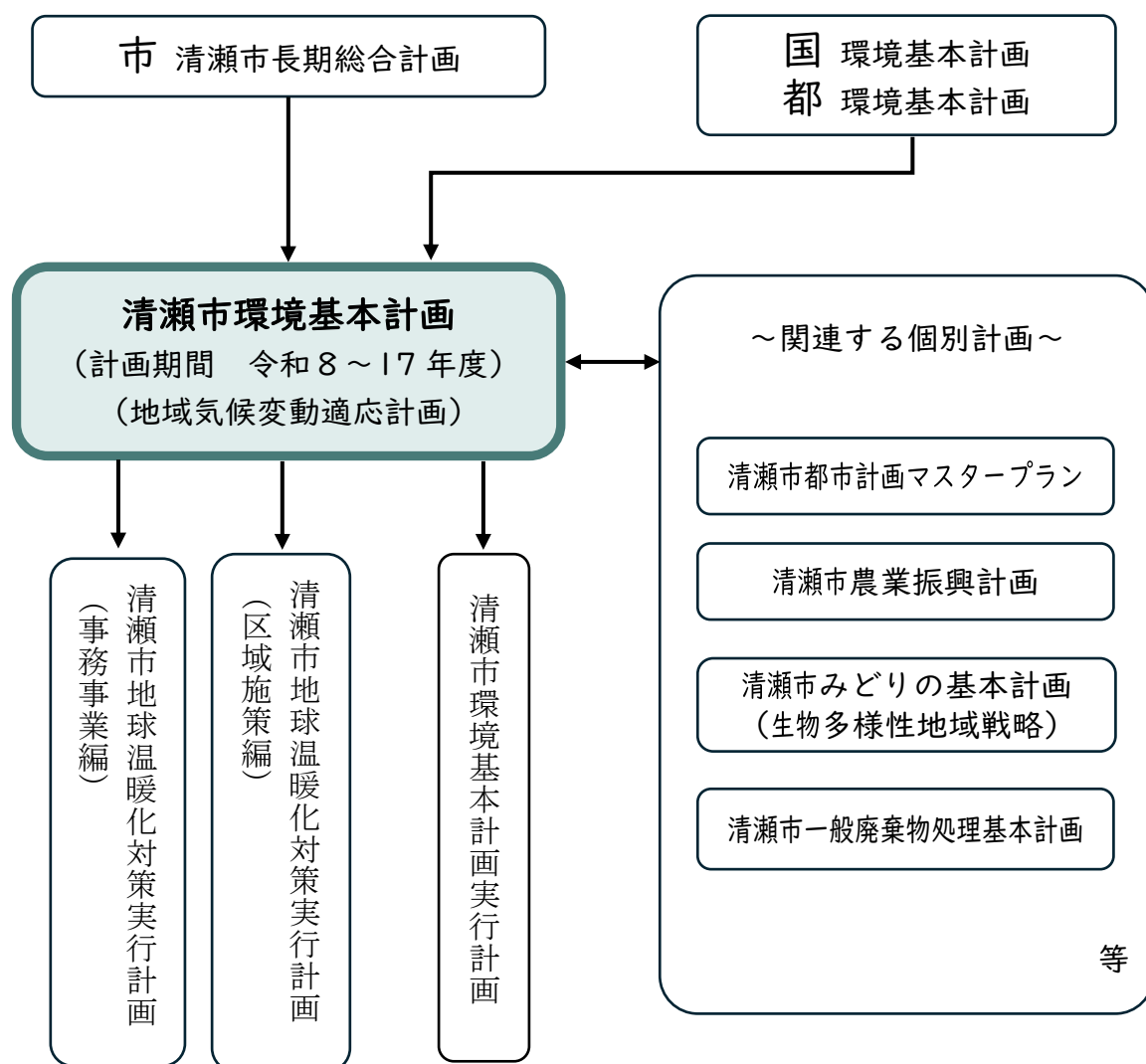
3 環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において推進するものとする。

2) 計画の位置付け

本計画は市の最も重要な計画であり、まちづくりの羅針盤となる「第 5 次清瀬市長期総合計画（以下「清瀬市総合計画」という。）」を環境面から総合的かつ計画的に推進する計画であり、市の環境政策の方向性を示す基本的な計画に位置付けられます。

本計画に基づき、市や市民、事業者の協働によって施策を推進することで、良好な環境を保全、創造するとともに、本市のまちづくりの基本理念である「ともに未来をひらき 笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬」及び将来像の一つである「安全・安心・快適に暮らせる」きよせ」の実現を目指します。

なお、本計画は気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を含んでいます。



計画の位置づけ

4 計画の主体と各主体の役割

1) 主体の提示

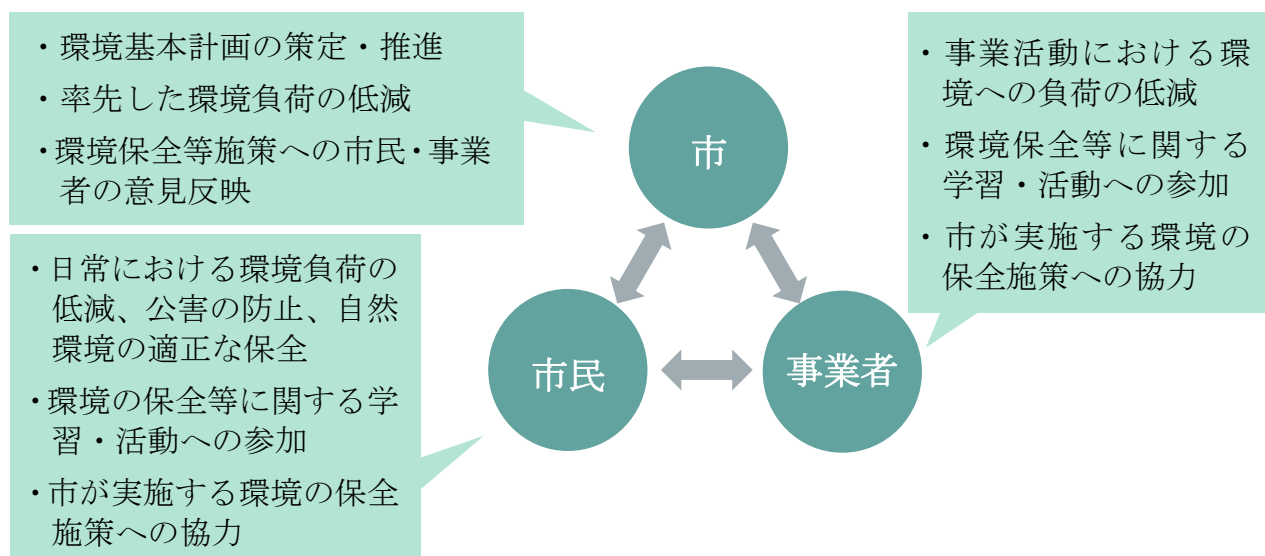
本計画の推進主体は、条例第4条から第6条に提示しているとおり「市」「市民」「事業者」の三者とします。

2) 各主体の役割の提示

前述した各主体の役割は、条例第4条から第6条に基づき、以下に示すとおりとします。

表 各主体の役割

主 体	役 割
市	✓ 環境基本計画を策定し、計画を推進すること ✓ 自ら率先して環境への負荷の低減に努めること ✓ 環境の保全等に関する施策に市民及び事業者の意見を反映するように取り組むこと
市 民	✓ 日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めること ✓ 環境の保全等に関する学習及び活動に積極的に参加すること ✓ 市が実施する環境の保全等に関する施策に協力すること
事業者	✓ 事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の保全に資するために必要な措置を行うこと ✓ 事業活動を行うに当たって、製品の使用や廃棄などによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じるとともに、そのために必要な情報の提供にも努めること ✓ 環境の保全等に関する学習及び活動に積極的に参加すること ✓ 市が実施する環境の保全等に関する施策に協力すること



清瀬市環境基本条例における各主体の役割（抜粋）

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、実施するものとする。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、環境の保全等に関する施策に市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に関する学習及び活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、環境の保全等に関する学習及び活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。ただし、計画期間内であっても、今後の環境や社会情勢の変化、上位計画の改定等への整合の必要が生じた場合には、市民・事業者の意見及び清瀬市環境審議会の意見を参考に、必要に応じて見直しを行います。

～R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18～
第二次 清瀬市環境 基本計画	第三次清瀬市環境基本計画										次期 清瀬市環境 基本計画

6 計画の対象範囲

本計画の対象範囲については、地球温暖化やエネルギー問題に関する気候変動分野、ごみ問題をはじめとした廃棄物・資源循環分野、緑の保全や生物多様性などに関する自然共生分野、都市環境や生活上の問題に関する安全・安心・快適分野、教育や情報提供などに関する人づくり・協働分野の5つの分野で捉えています。

対象分野	対象範囲
気候変動	気候変動対策、気候変動への適応、エネルギー施策など
廃棄物・資源循環	資源循環、廃棄物の適正処理など
自然共生	緑地、農地、公園、河川、生物多様性、自然景観など
安全・安心・快適	大気、水質、土壌、騒音・振動、有害化学物質など
人づくり・協働	環境教育、環境学習、環境情報、連携など

7 計画の対象地域

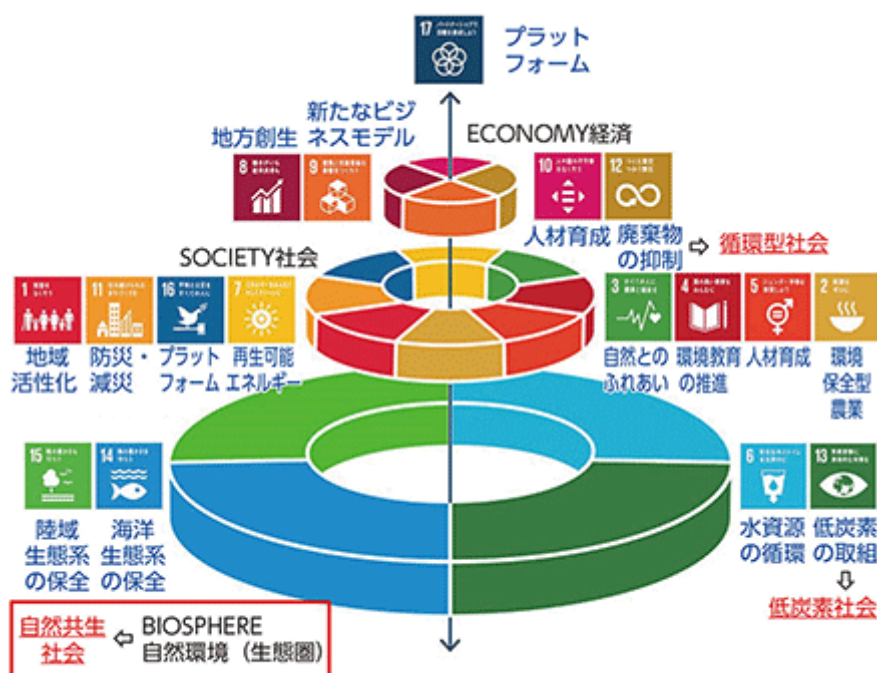
本計画の対象地域は、清瀬市全域とします。ただし、市域を超えた広域的な対応が必要な場合は、都や近隣市と連携しながら施策の推進を図っていきます。

8 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

このSDGsは、環境に関連する内容が多く含まれています。環境基本計画の目標である気候変動、循環型社会の形成、地域環境などの分野についてはSDGsの目標とともに深く関わりがあるもので、環境基本計画の取組を進めて行くことがSDGsの実現に貢献をすると考えられます。このSDGsの全体像を理解するための概念図の一つとして示されている「SDGsのウェディングケーキモデル」では、「経済」は「社会」に、「社会」は「（自然）環境」に支えられて成り立つという考え方を示しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。

なお、本市は令和6年5月にSDGsの理念に沿った取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に優れた取組を提案した自治体として、内閣府から「SDGs未来都市」として選定を受けており、「SDGsでつなぐ花と緑が生み出す選ばれるまち清瀬」と題して様々な取組を推進しています。



資料：Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記

SDGsのウェディングケーキモデル

出典：令和5年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

目標	内容
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラを構築し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。

目標	内容
	10. 人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する。
	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする。
	12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
	14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
	15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性の損失を阻止する。
	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
	17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

資料：国連広報センター

SDGs の 17 のゴールの説明

9 計画の構成

本計画は、第1章から第5章までで構成し、第1章に計画の経緯や背景、目的などの基本事項、第2章に環境面における現状と課題、第3章に適応計画の基本的事項や気候変動の状況、第4章に本市が目指すべき環境未来像、またこれを達成するための施策、第5章に計画の推進体制、進行管理を示しています。

第1章	計画（改定）の基本的事項	計画の経緯、背景、目的、位置付け、各主体の役割、期間、対象範囲、などの基本事項
第2章	清瀬市を取り巻く環境の現状と課題	本市の概況、環境面における現状と課題、見直しにあたっての基本的な考え方
第3章	清瀬市気候変動適応計画	適応計画の基本的事項、気候変動の状況
第4章	目指すべき環境未来像と目標・施策	本市が目指すべき環境未来像、未来像を実現するための基本方針、基本施策、数値指標など
第5章	計画の推進方策	計画の推進体制、進行管理

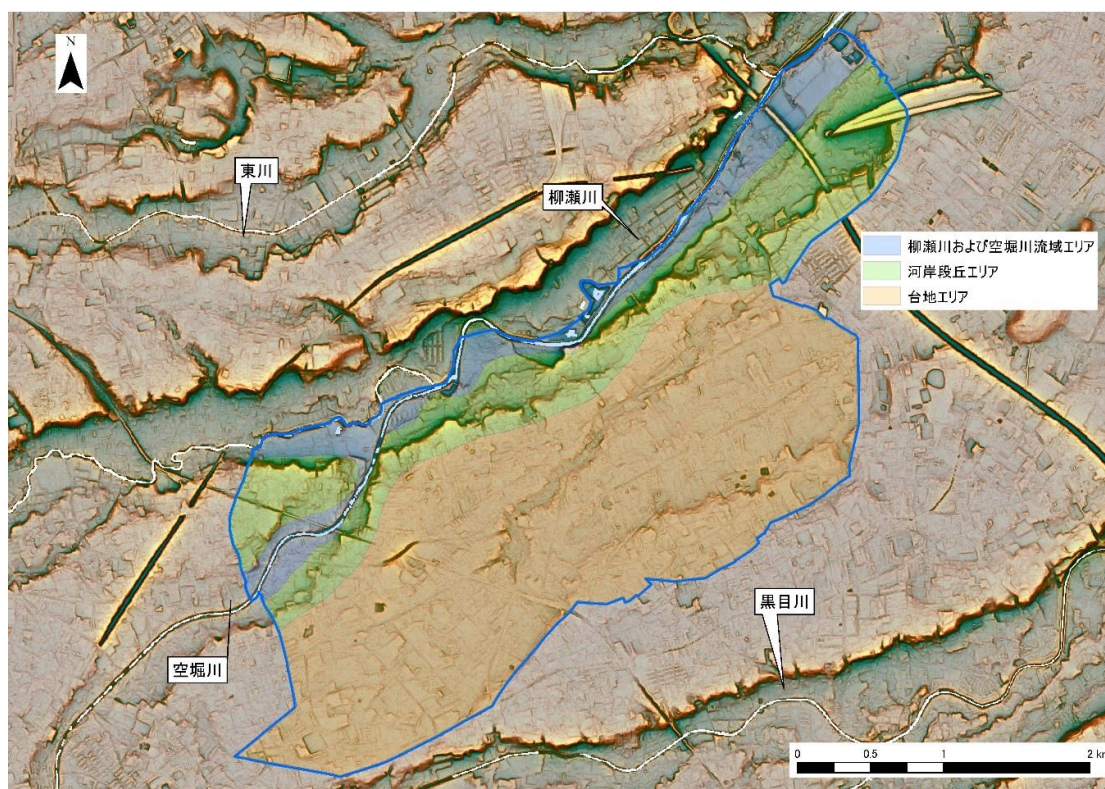
第2章 清瀬市を取り巻く環境の現状と課題

Ⅰ 清瀬市の概況

Ⅰ) 地理的条件

本市は武蔵野台地の東北端手前約 15 km 付近、東京都心から 20～25km の距離に位置し、埼玉県新座市、所沢市、東京都東村山市、東久留米市と隣接しています。都心のベッドタウンとして発展してきましたが、緑被率が 36.9%（令和元年度）と、近隣市と比較して緑を多く残しています。また、市内を柳瀬川、空堀川の両河川が流れており、こうした水と緑の自然環境は市民の生活に彩りとうるおいを与えています。

本市の位置する武蔵野台地の基盤は、古多摩川がつくった大きな扇状地で、その扇の要は青梅市付近にあり、東に大きく開き、本市市域は南西から北東方向にかけてゆるく傾斜しています。東村山市と接する竹丘付近の標高は約 65m、埼玉県と接する下宿付近では約 20m 以下となり、比較的平坦な武蔵野台地のなかでわずか 6.5km の間に約 40m の高低差があることになります。これは、本市の大半は平坦な地形ですが、市の北部と西部を流れる柳瀬川及び空堀川により台地部が削られ、いわゆる河岸段丘を形成していることに起因します。



清瀬市の地形

出典：清瀬市みどりの基本計画

2) 社会的条件

① 人口・世帯数

令和7年（1月1日時点）の人口総数は75,011人、世帯数は37,538世帯となっており、ともに増加傾向です。一方、世帯当たり人口は減少傾向にあり、令和7年で2.00人となっています。

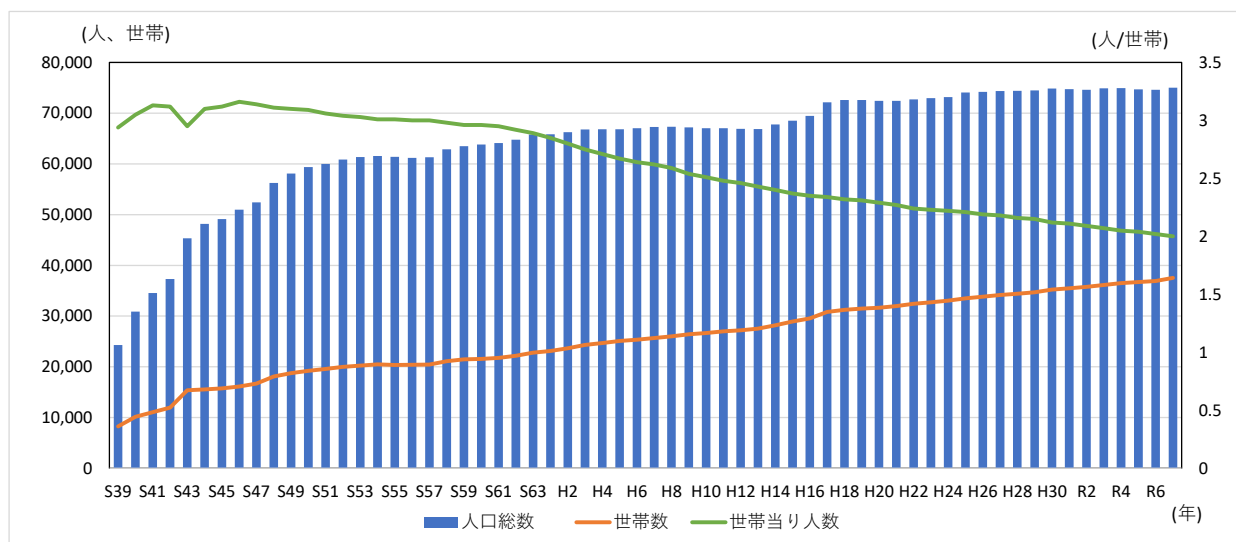


図 人口・世帯数・平均世帯人員の推移

出典：清瀬市 HP>年別の人口と世帯数の推移（昭和39年から）

本市の将来人口推計をみると、本市の人口は今後緩やかに減少すると推測しており、令和47年（2065年）には、およそ68,985人となり、令和3年（2021年）と比較して約8%減少すると推計しています。

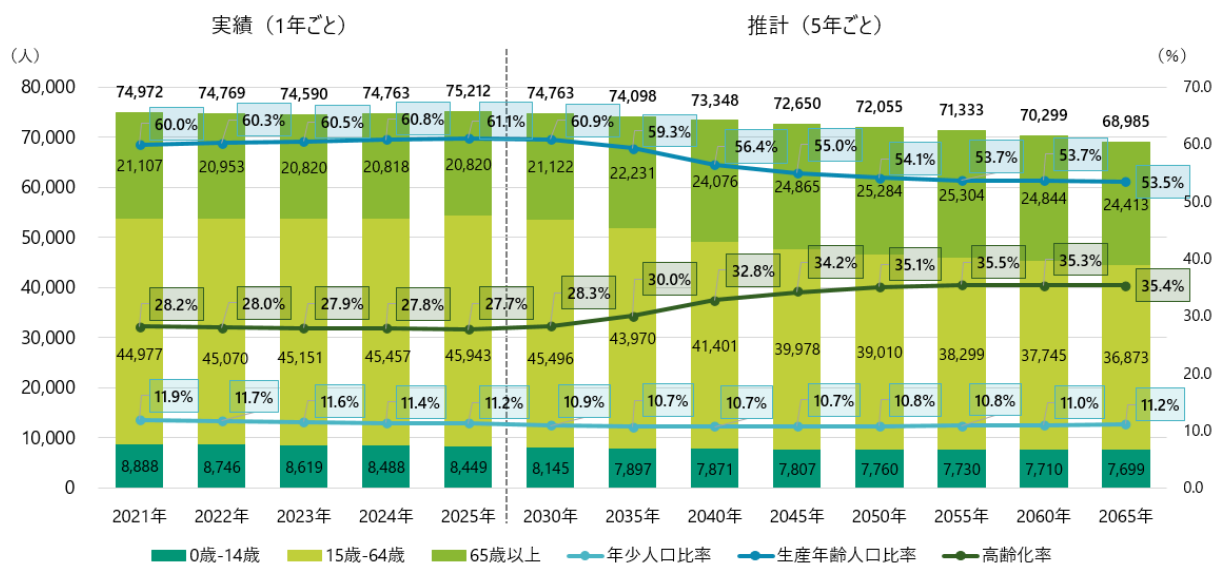


図 本市の将来人口推計

② 土地利用

本市の令和5年における固定資産税の対象となる土地面積※（5.9km²）についてみると、宅地が63.7%を占めており、令和元年より2.1ポイント上昇しました。畑は令和元年より1.7ポイント下降し、山林・雑種地は0.2ポイントの変動幅で下降しています。

※国・公有地、公共用地、墓、道路、用水路、溜池、保安林、私立学校用地、宗教法人の境内など、固定資産税が非課税とされている土地は除く。

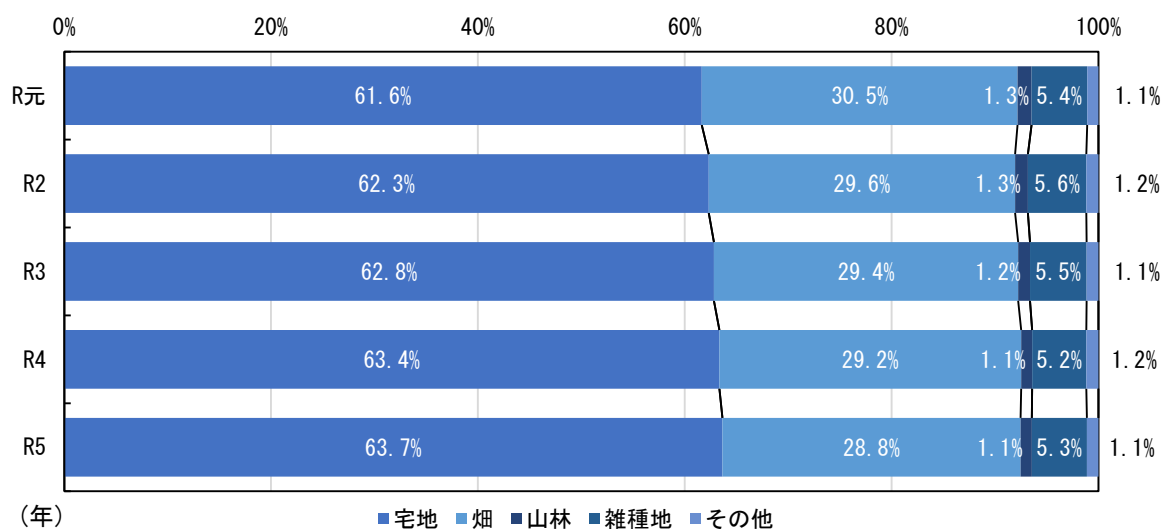


図 土地利用の割合

出典：東京都総務局統計部「東京都統計年鑑」



市街地と隣接する農用地

③ 産業動態

本市の産業別の従業員数は、令和２年度において、第三次産業（サービス業等）が最も多く、減少傾向が続いた平成２７年度から１,４２８人増加しています。一方、第二次産業（製造業等）は２番目に多いものの、その割合は減少傾向にあります。第一次産業（農業等）は最も少なく、平成１７年度から１８２人減少しています。

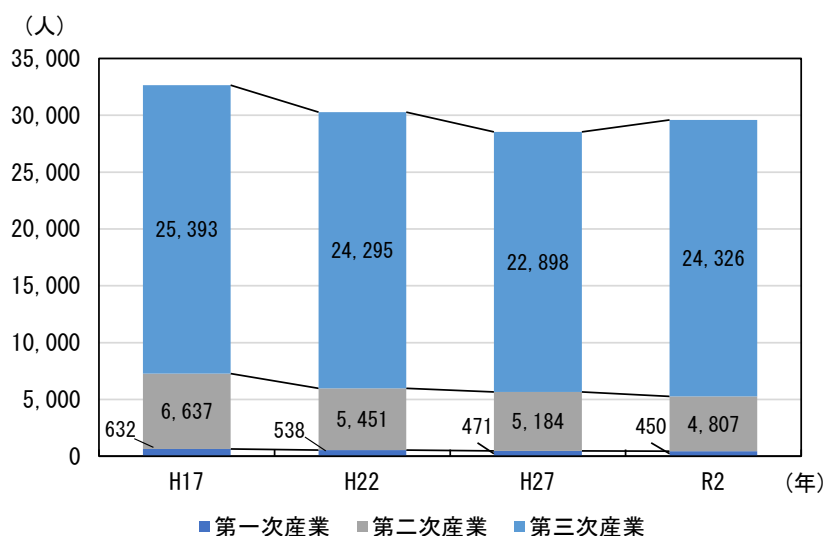


図 産業別従業員数の割合

出典：国勢調査

本市における業種別の売上高は、「製造業」「医療、福祉」「運輸業、郵便業」及び「卸売業、小売業」で大きい傾向があります。また、業種別の売上高の割合を東京都及び全国と比較すると、「医療、福祉」及び「運輸業、郵便業」の割合が大きく、一方で「卸売業、小売業」の割合が小さくなっています。

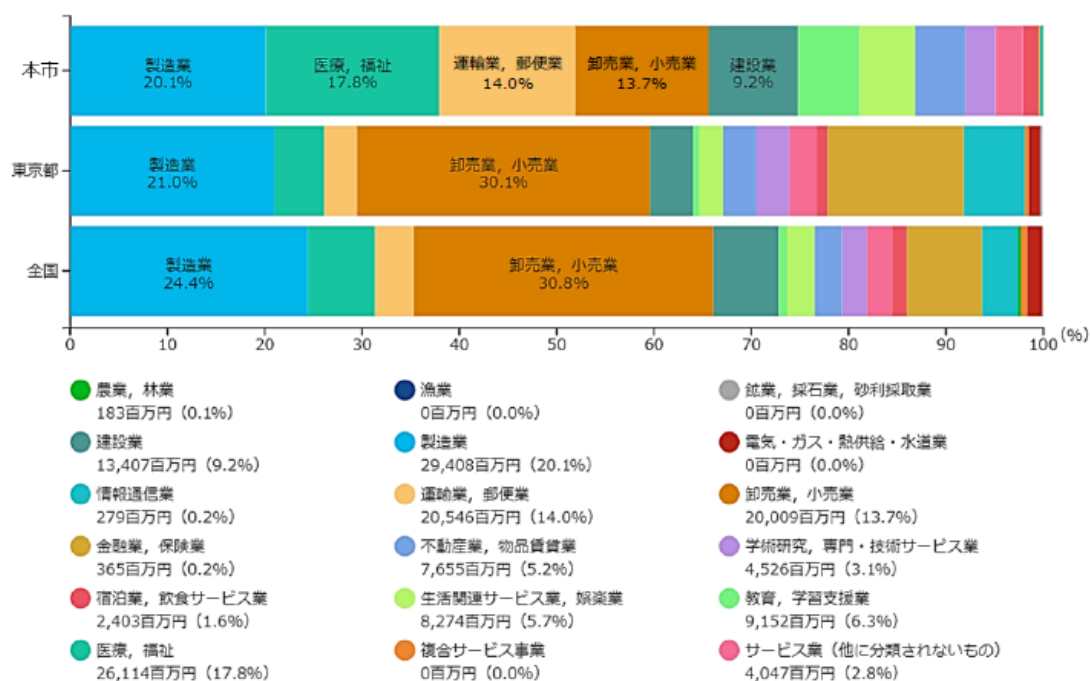


図 清瀬市における各業種の売上高

出典：内閣官房及び経済産業省「地域経済分析システム（RESAS）」

2 清瀬市の環境の現状と課題

1) 「気候変動」に関連する事項

市では、温室効果ガスを削減するため、市域全体を対象とした地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び市の事務事業を対象とした地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しており、計画的に取組を進めています。さらに、令和4年清瀬市議会第2回定例会の市長の所信表明において、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「清瀬市ゼロカーボンシティ」を宣言し、各種取組を進めています。

■区域施策編

市域全体の温室効果ガス排出量について見ると、年度によって増減していますが、近年では平成25年度から減少傾向となっており、温室効果ガス排出量の算定が可能な最新年度である令和4年度は235千t-CO₂でした。

令和4年度の排出量について、基準年度である平成25（2013）年度の排出量と比較すると、14%減少となっています。

清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、中期目標として令和12（2030）年度に、平成25年度比で温室効果ガス排出量46%削減、長期目標として令和32（2050）年度までに、温室効果ガス排出量実質ゼロの実現を目指しており、今後大幅な削減を図る必要があります。

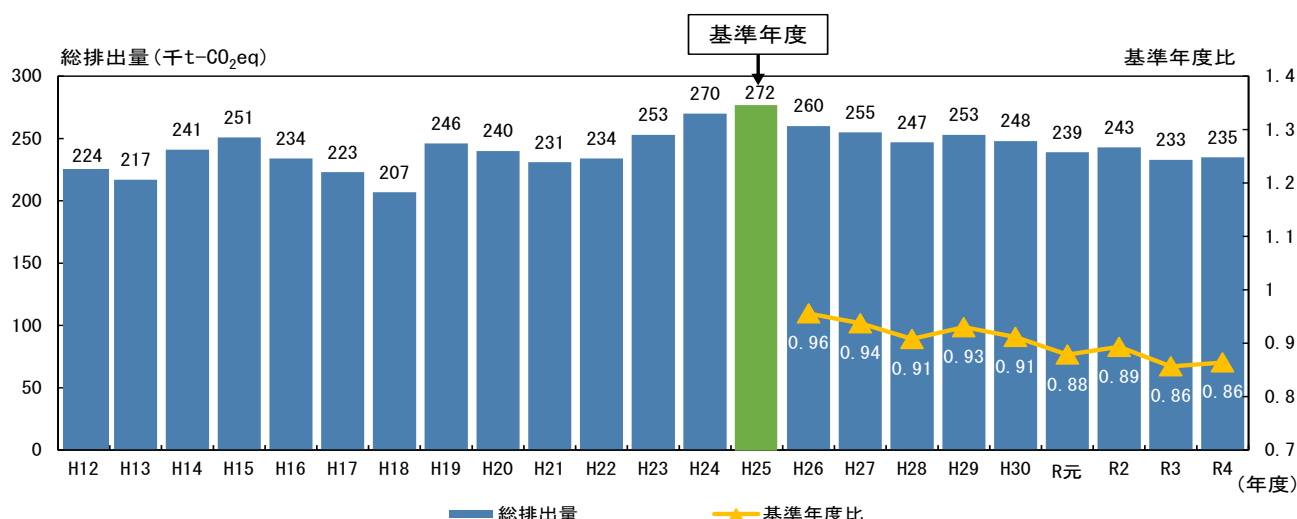


図 本市の温室効果ガス排出量の推移

出典：ECO ネット東京 62 多摩地域温室効果ガス排出量算出結果

※温室効果ガス：大気圏内にあり、赤外線を吸収することにより温室効果をもたらす気体。二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類を指す。

■ 事務事業編

市は、事務事業における温室効果ガスの排出削減に率先して取り組み、進捗管理を行う必要があるため、平成 29 年 2 月に「清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定して市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減を進め、令和 4 年 3 月には「清瀬市第二次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「第二次事務事業編」）を策定し、更なる排出削減を進めています。

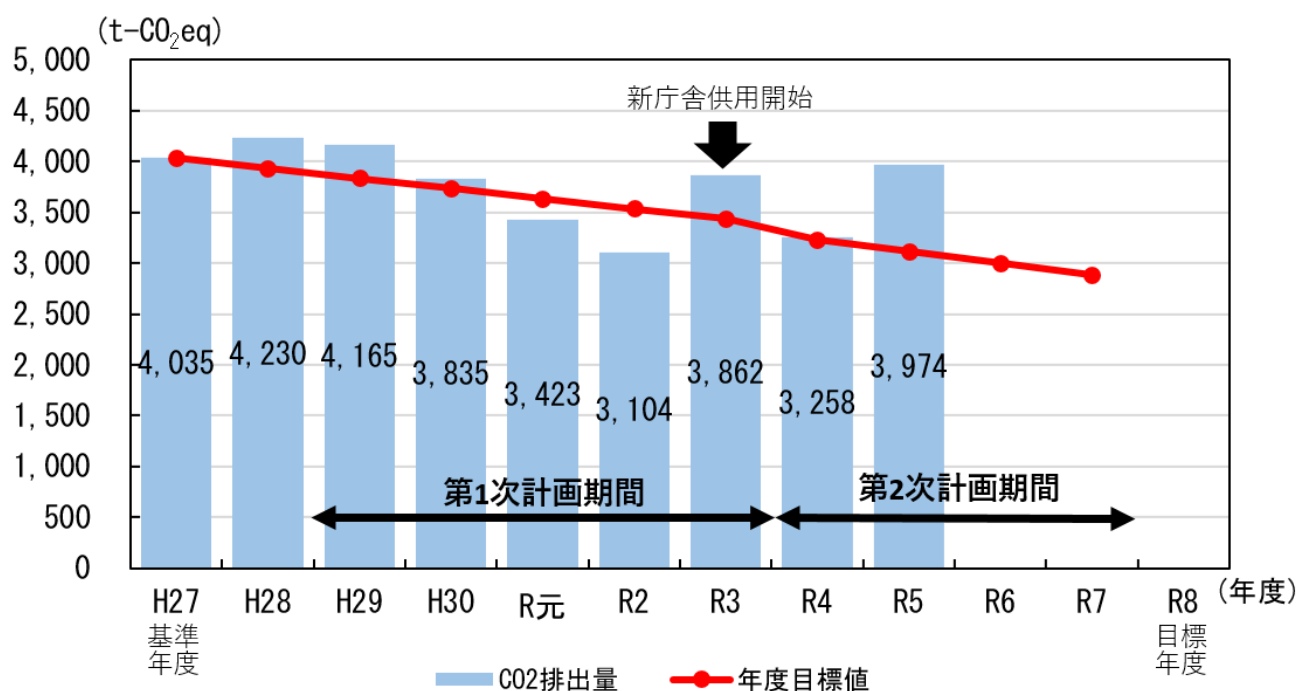


図 市の事務事業における CO₂ 排出量の推移

■ 再生可能エネルギー

市域全体の令和 5 年度における再生可能エネルギー導入状況^{※1}を以下に示します。

再生可能エネルギー導入容量は 6,349kW であり、内訳としては 10kW 未満の太陽光発電が 87%を占め、残り 13%が 10kW 以上の太陽光発電となっており、その他の再生可能エネルギーは導入されていません。

導入容量累積の経年変化について見ると、平成 26 年度から令和 5 年度までの 9 年間で導入量が 2.2 倍に増加しました。太陽光発電（10kW 未満）の導入件数の累積が同 9 年間で 2.0 倍となっていることから、1 件あたりの容量が大型化していることがわかります。

また、対消費電力 FIT 導入比^{※2}をみると、令和 5 年度は 3.0%となりました。

※1 FIT 制度で認定された設備のうち買取りを開始した設備の導入容量

※2 区域の FIT 制度による再生可能エネルギーの発電電力量を、区域の電気使用量で除した値

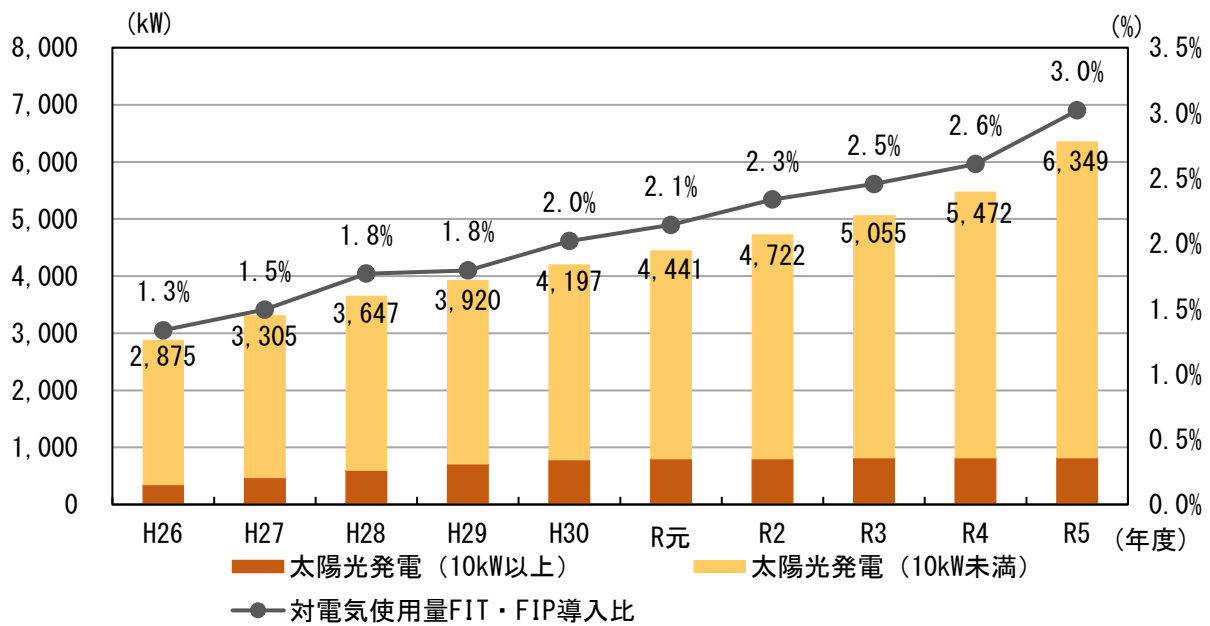


図 清瀬市内の再生可能エネルギーの導入設備容量の累積推移
出典：環境省自治体排出量カルテ

2)「廃棄物・資源循環」に関連する事項

■ごみ処理の状況

本市における家庭系ごみの収集量の推移についてみると、平成 28 年度から令和 2 年度にかけては 11,500t 前後で横ばいに推移していましたが、令和 3 年度以降家庭ごみは減少しており、令和 5 年度における収集量は 10,118t、市民 1 人 1 日あたりの収集量は 371g/人・日となっています。これらは、令和 2 年度に一般廃棄物処理手数料の改正を行ったことで適切な分別が進み、資源化できるごみが増加したことが挙げられます。また、同年度に従来のステーション収集から「戸別収集」を導入したことで排出責任が明確化し、適正排出が促進されたことが全体の収集量の減少に寄与していると考えられます。

令和 5 年度の多摩地域における 1 人 1 日あたりの総ごみ量についての比較をみると、多摩地域 30 市町村の中で 9 番目に少なくなっています。

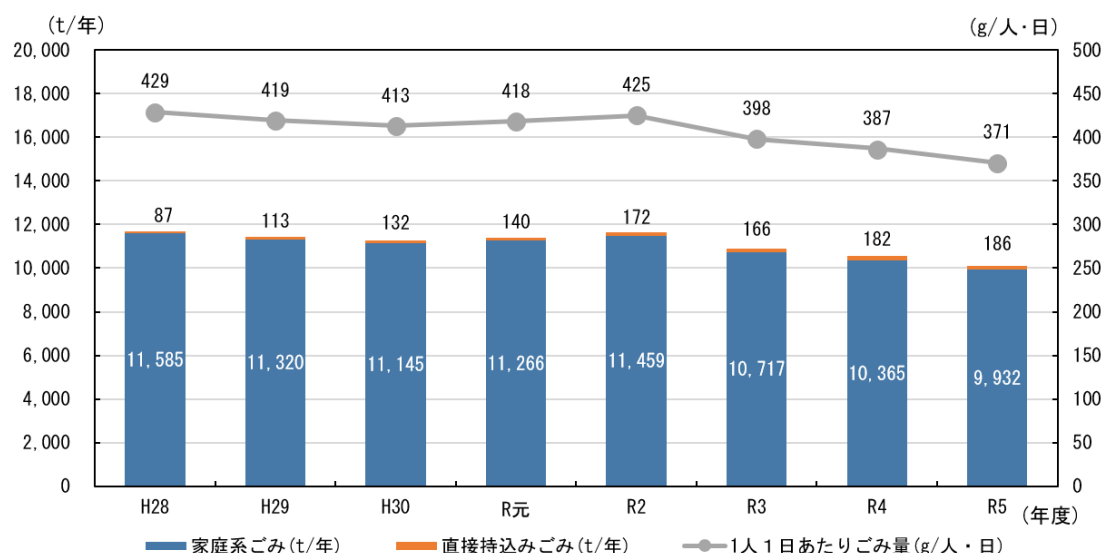


図 家庭系ごみ収集量の推移

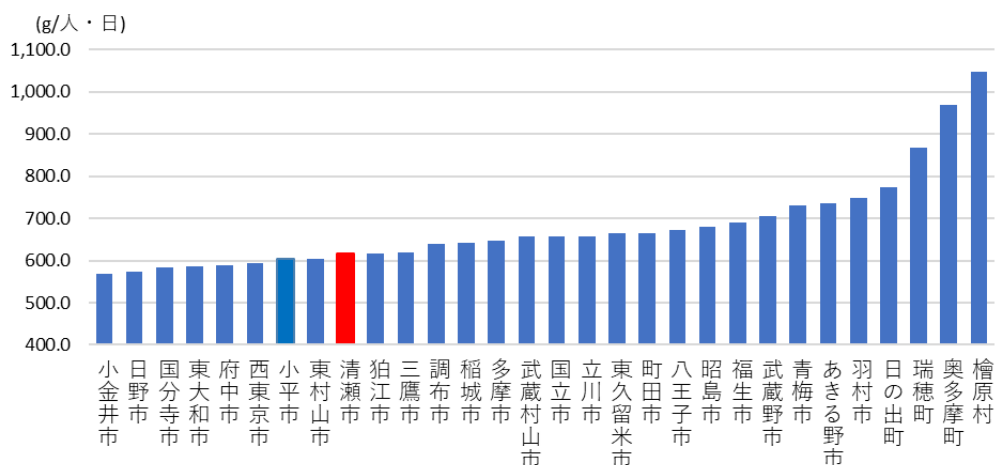


図 多摩地域における 1 人 1 日あたりの総ごみ量の比較

出典：多摩地域ごみ実態調査 2023 年度統計

■ 分別・資源化の取組

資源化率について、本市と他の多摩地域の自治体を比較すると、本市は多摩地域 30 市町村の中で 11 番目に資源化率が高くなっています。

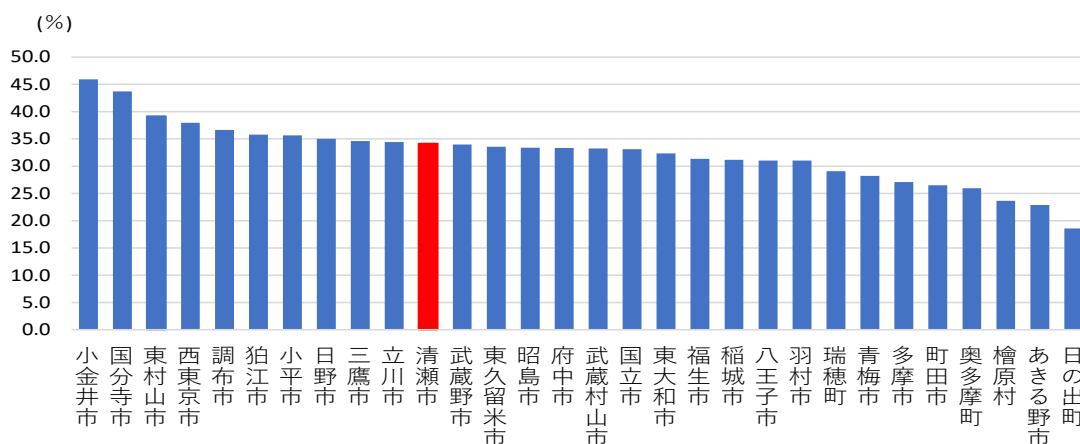


図 多摩地域における資源化率の比較（総資源化率）

※ごみ資源化率= (資源ごみからの資源化量+収集後資源化量)÷総ごみ量

出典：多摩地域ごみ実態調査 2023 年度統計

本市は市民のごみ分別作業を支援し、資源化を促進するため、市ホームページ上でごみの出し方や分別方法を検索できる「清瀬市ごみ分別辞典（ごみサク）」、居住地域の収集日程やごみ分別方法等を検索できる「ごみ分別アプリ」の提供を行っています。

その他、家庭ごみのうち約 17%を占めている生ごみの減量・資源化を目的とした生ごみ処理機の普及、また事業者との連携によるペットボトルから再度ペットボトルに生まれかわる「ボトル to ボトル」水平リサイクル事業、家庭から出た廃食用油を石鹸やインク原料等に活用し、将来的に再生航空燃料（SAF）の製造プラントの原料として使用する廃食用油リサイクル事業などに取り組み、資源化を推進しています。



スプラッシュ画面



ホーム画面

ごみ分別アプリの画面



廃食用油の回収ボトル

3)「自然共生」に関連する事項

■本市の生態系の特徴

本市の生態系の特徴について、本市の地形の観点から、「台地エリア」「柳瀬川及び空堀川の流域エリア」「河岸段丘エリア」の3つのエリアで区分し、その特徴とともに、それぞれのエリアの概要について以下に示します。

【台地エリア】

このエリアは古多摩川がつくった扇状地で比較的平坦な地形をなし、様々な人間活動に利用されてきた地域です。このエリアの代表的な植生として雑木林が挙げられますが、その多くが開発等によって失われてしまったことから、松山緑地保全地域、御殿山緑地保全地域、中里一丁目緑地など残された緑地の保全活動が進められてきました。

その他にも、梅園・竹丘の病院街と呼ばれる地域における病院環境の維持のために植栽された植物や、けやき通りに代表される街路樹の並木や屋敷林など、市街地のなかにも貴重な緑が残されています。



【柳瀬川及び空堀川の流域エリア】

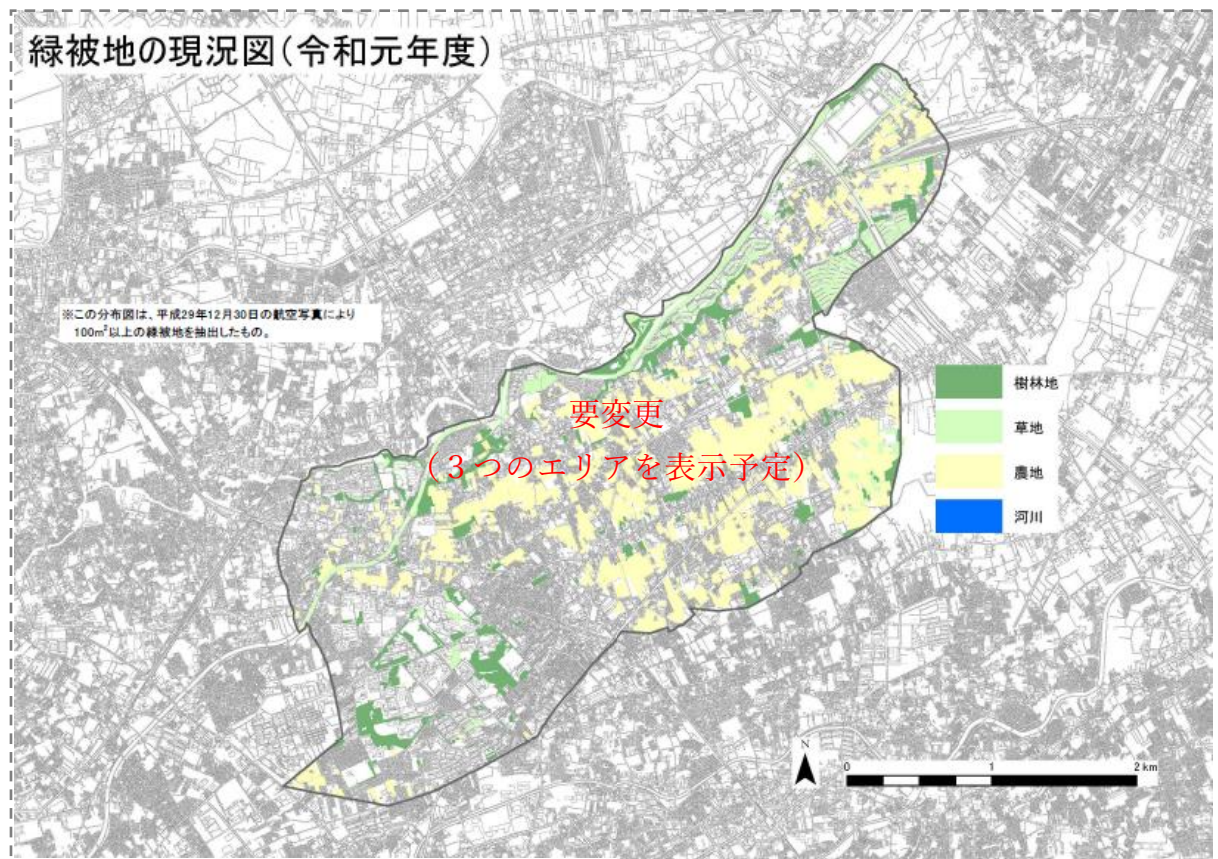
柳瀬川と空堀川の一部は、柳瀬川回廊として整備され、豊かな自然の水辺環境が残されてきており、多くの生きものが生息するスポットが存在します。特に、柳瀬川の洪水対策を目的に整備された金山調節池は、様々な植物や水生生物が生育する湿地として整備されて、市内最大のビオトープとなっています。



【河岸段丘エリア】

武蔵野台地と河川域が接する部分となり、面積的には小さいながら、市内で最も生物多様性が豊かな地点であり、傾斜地で開発を免れたことにより、広範囲にかけて連続した樹林が残っています。なかでも中里緑地保全地域は自然度の高い地域であり、国内有数の貴重な植生が見られます。また、段丘崖の下部からは湧水の流出が見られる箇所があり、その環境に適応した様々な植物の生育を見ることができます。



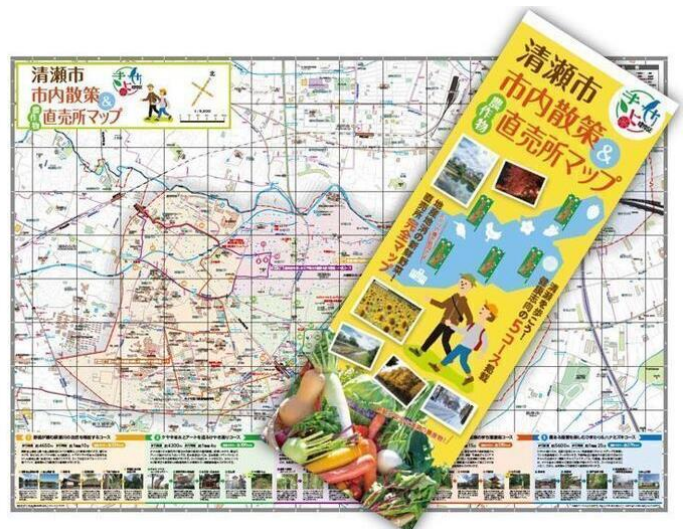


■農業

市内の作付け延べ面積は 211ha（令和 4 年度）となっており、このうち野菜が 82.5%を占め、次いで果樹が 5.6%となっており、作付面積は上位から面積順にホウレンソウ、ニンジン、スイートコーン、サトイモ、キャベツとなっています。

また、市では、相続等により小規模化・分散化してしまった農地や、農業従事者の高齢化等により労働力が不十分な農地について、今後も継続して農地として活用できるように、他の農業者への貸借や、市民農園等での活用を行っています。

また、市域内で育てられた農産物を市内で消費する地産地消の取組は、市内の農業の担い手の支援はもとより、農地の保全、農作物を輸送する際にかかるエネルギー使用量の削減など環境保全にもつながることから、地場産農産物の PR や直売、市内の農家が開設している農産物直売所の情報のマップ化などを行っています。



清瀬市市内散策&農作物直売所マップ

■水環境

柳瀬川は、埼玉県所沢市の狭山湖に源を発し、途中北川、空堀川、東川を合流して新河岸川へ流入する流域面積 95.5km²(東京都流域 45.2km²)、河川延長 19.6km(東京都区間 5.63km)の一級河川です。

空堀川は、狭山丘陵の野山北公園(武蔵村山市)に源を発して一級河川奈良橋川も合流している一級河川(流域面積 26.8km²、河川延長 15.0km)です。

これらの河川には崖線の緑地帯や清瀬金山緑地公園、金山調節池など豊かな緑が残っています。特に、柳瀬川沿いは、清流と緑豊かな自然環境に恵まれ、清瀬市のシンボルとなっており、自然保護団体による外来植物駆除や樹木整理により、河川沿いの緑地(河畔林)は徐々に増えています。

河川沿いには多くの施設等が立地していることから、良好な水辺空間と一体となったスポーツやレクリエーションの核として親しまれる一方、ごみの放置などが課題となっています。

4)「安全・安心・快適」に関連する事項

■大気汚染

東京都は都内の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法に基づき、住宅地域等に設置している一般環境大気測定局 47 局で大気汚染状況の常時監視を行っています。清瀬市には郷土博物館に 1 か所、測定局が設置されており、平成 30 年度から令和 5 年度までにおける本市の調査結果をみると、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは環境基準を達成していませんでした。※

市では 4 地点で大気汚染測定をしており、平成 30 年度から令和 5 年度まで環境基準を達成しています。

※参考：令和 4 年度における、全国の光化学オキシダントの環境基準達成率は一般環境大気測定局が 0.1%、自動車排出ガス測定局が 0 %となっています。

■河川水質

市は市内を流れる主要河川である柳瀬川の 3 地点、空堀川の 2 地点において、毎月 1 回水質調査を実施しています。

平成 30 年度から令和 5 年度までの水質調査結果をみると、柳瀬川と空堀川とともに BOD（生物化学的酸素要求量）・SS（浮遊物質）・DO（溶存酸素量）いずれも環境基準を達成しています。

■騒音・振動

市では 4 地点で騒音・振動測定をしており、平成 30 年度から令和 5 年度まで昼間・夜間ともに環境基準及び、規制基準を達成しています。

■化学物質等

ダイオキシン類について、都では大気調査を毎年、土壌中及び地下水中調査を数年に一度測定しており、令和 4 年度の調査では、どちらの地点でも規制基準を下回っています。

また、近年問題となっている PFOS・PFOA について、令和 3 年度から都が水質汚濁防止法の規定により作成する「地下水測定計画」に基づき調査を実施していますが、本市においては水道水暫定目標値を下回る結果となっています。

5)「人づくり・協働」に関連する事項

■環境学習

市内では、環境学習事業として市民の環境問題についての知識や関心を高めるための各種イベント等が行われています。ごみに関する事業としては、組織団体及び日の出町が主催する文化・スポーツなどの事業に、それぞれの住民が参加して交流を図ることにより、廃棄物を排出する側と搬入される側との相互の理解をより一層深め、円滑な一般廃棄物広域処分事業をすることを目的とした「三多摩は一つなり交流事業」が行われています。

また、自然環境の保全を目的とし、空堀川流域4市（武蔵村山市・東大和市・東村山市・清瀬市）合同で、小学生とその保護者を対象に、水辺環境や環境関連施設の見学等を実施する「親と子の環境教室」や、本市の環境を守り、次世代に引き継いでいくため、様々な環境に関する知識を得たり、体験をしたりすることを目的とした「きよせの環境・川まつり」などが行われています。



きよせの環境・川まつりの様子

■環境活動

本市においては、市内の環境保全を目的として、市民や市民団体との協働による様々な取組を行っています。市内で活動しているボランティア団体としては、雑木林、公園、遊歩道の管理を行っている団体や、市内河川流域や緑地等の自然生態系の保全に取り組んでいる団体などが存在しており、これらの団体と連携して、本市の特徴でもある雑木林や河川の保全・活用が行われています。



市民参画による公園の植栽の様子



市民団体による竹林の管理の様子

6) 各分野における現状の課題

■気候変動

温室効果ガス排出量をみると、基準年度（平成 25(2013)年度）から減少傾向ですが、中期目標（令和 12(2030)年度に基準年度比 46%減）及び長期目標（令和 32(2050)年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現）の実現には各分野における対策の推進が必要です。

本市においても年平均気温等の上昇や日雨量 100 mm以上の日数の増加など気候の変化が見られ、気候変動による影響が顕在化していることから、適応策を進める必要があります。

■廃棄物・資源循環

家庭系ごみについては、戸別収集やごみ分別アプリの普及などを通じて、ごみの分別が正しく実施されたことによりごみの排出量が減少傾向であり、今後も市民の協力のもと更なるごみの排出抑制に努める必要があります。

資源化について、多摩地域の他自治体と比較しても資源化率は比較的高くなっていますが、さらなる分別の徹底を通じて資源の有効利用を進める必要があります。

■自然共生

本市の緑は屋敷林・農地・雑木林が混在する武蔵野の面影を残した景観、柳瀬川・空堀川沿いの親水空間、崖線緑地など、特徴的な緑が豊かに残っており、これらの緑の適切な管理や保全を行う必要があります。

水環境については、市民の協力によって良好な水辺環境が保全されていますが、これらの利用者に対してマナーの向上を働きかけていく必要があります。一部地域においては、雨水排除能力を上回る豪雨が発生することで、浸水被害が生じており、対策が必要です。

■安全・安心・快適

大気汚染については、全国的に環境基準の達成状況が極めて低い光化学オキシダントを除いて環境基準が達成されており、今後も良好な大気環境の維持に努める必要があります。

水質については、柳瀬川、空堀川における水質調査結果において、いずれの調査地点でも環境基準を満たしており、今後も良好な水質の維持に努める必要があります。

騒音・振動については、市内の主要道路沿いの 4 地点で測定を行った結果、いずれの地点でも環境基準及び、規制基準を達成しており、今後も維持に努める必要があります。

化学物質類については、市内におけるダイオキシン類（大気、土壌、地下水）、空間放射線量のいずれも基準値を下回っており、今後も維持に努める必要があります。

■人づくり・協働

意識啓発については、本市を取り巻く環境を活用した様々な環境学習や環境保全活動が取り組まれており、今後も継続的に行うことで市民や事業者の行動変容につなげていくことが必要です。

3 見直しにあたっての基本的な考え方

● 計画の体系

国は、第6次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）において、持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現を図ることが重要であり、脱炭素社会への移行は、循環経済への移行や自然再興の取組と相互に関係しているため、トレードオフを回避しつつ、シナジーが出るよう統合的に推進する必要があるとしています。さらに、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、相互に関連し合う横断的かつ重点的な枠組を戦略的に設定することを必要としています。

このため、本計画では、前計画のように環境分野ごとに将来の目標を設定するのではなく、分野横断的に捉えた未来の姿（未来像）の実現に向けて各分野の取組を展開する構成とします。

未来像を実現するための各分野の取組については、現計画で示されている5つの環境の区分の考え方を基本的に踏襲するとともに、近年における環境分野の捉え方や各区分に盛り込む内容等を踏まえ、次のとおり分野の名称を見直すこととします。

現計画	低炭素	循環	共生	安全・安心	協働
					
本計画	気候変動	廃棄物・資源循環	自然共生	安全・安心・快適	人づくり・協働

● 関連計画との整合

本計画の策定と平行して、上位計画である清瀬市総合計画が策定されており、また令和5年度には清瀬市の地球温暖化対策における実行計画である「清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」が新たに策定されました。本計画の内容については、前計画をベースとしつつ、清瀬市総合計画や清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）など関連計画を十分に踏まえた内容とします。

気候変動適応法第12条において「市町村も地域気候変動適応計画を策定するよう努めるものとする」とされており、本計画においては地域気候変動適応計画を包含する内容とします。

● 数値指標の設定

前計画では、計画の進捗管理を目的とした数値指標が設定されていませんでした。近年、多くの自治体で環境基本計画の進捗を把握することを目的として数値指標を設けていることを踏まえ、本計画においては数値指標を設定し、計画の進捗管理が可能な構成とします。

第3章 清瀬市気候変動適応計画

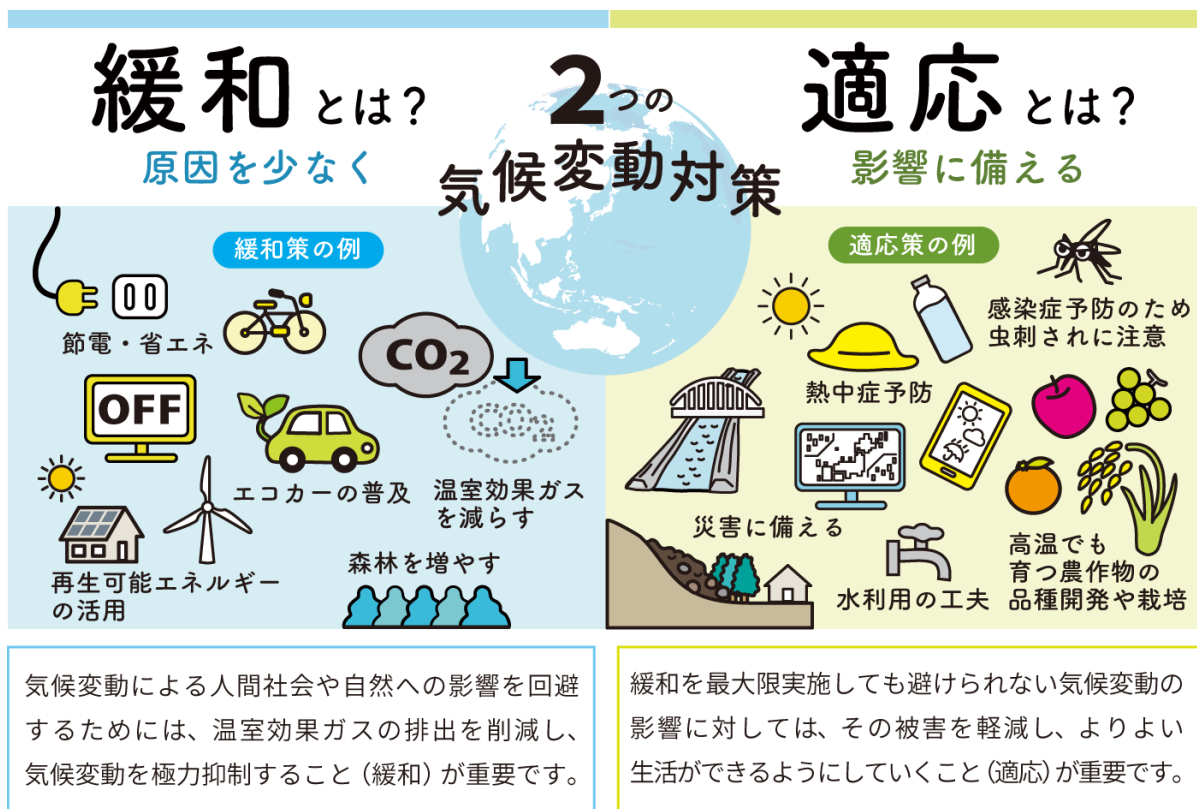
Ⅰ 計画の基本的事項

1) 背景

近年、気温の上昇、大雨頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加等、気候変動によると考えられる影響が全国各地で生じています。さらに今後、これらの影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられます。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。国内では改正気候変動適応法が令和5年4月に成立し、令和6年4月1日全面施行となりました。

気候変動の影響は地域特性によって大きく異なります。そのため、地域特性を熟知した地方公共団体が主体となって、地域の実情に応じた施策を計画に基づいて展開することが重要です。



適応と緩和

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

2) 位置付け

「清瀬市気候変動適応計画（以下、「適応計画」という。）」は、気候変動適応法第 12 条に基づき、「第 3 次清瀬市環境基本計画」の一部として策定しています。

このため、本章では適応計画の基本的事項、本市の気候変動の現状、本市において想定される気候変動の影響について示すこととし、適応計画に基づく施策は「第 4 章 目指すべき環境未来像と目標・施策」の中で示しています。

気候変動適応法

（地域気候変動適応計画）

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

3) 計画の期間

適応計画の目標年次は、環境基本計画と同じく、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。ただし、計画期間内であっても、今後の環境や社会情勢の変化や上位計画の改定等への整合の必要が生じた場合には、市民・事業者の意見及び清瀬市環境審議会の意見を参考に、必要に応じて見直しを行います。

2 多摩地域の気候変動の現状

1) 気温

● 年平均気温・最低気温・最高気温

多摩地域の年平均、最低、最高気温は短期的な変動を繰り返しながら上昇しています(42年分の観測結果に基づき算出)。なお、本市周辺では府中市、所沢市、さいたま市などの観測所がありますが、ここでは府中市のデータを掲載しています。

※以下図表は国立環境研究所「地域気候変動適応計画作成支援ツール」により作成

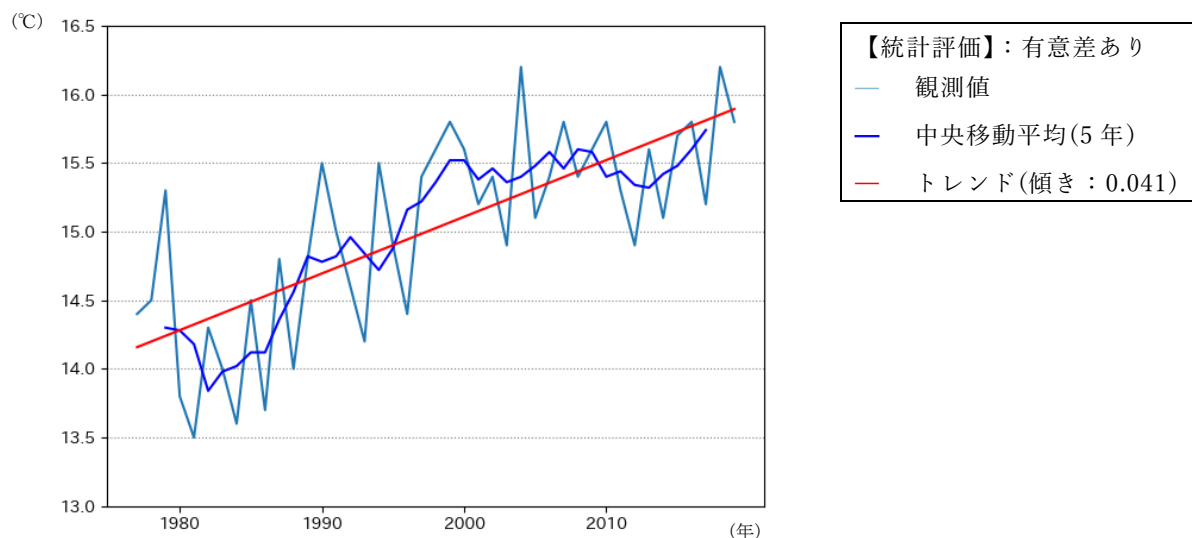


図 年平均気温の推移（府中）

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

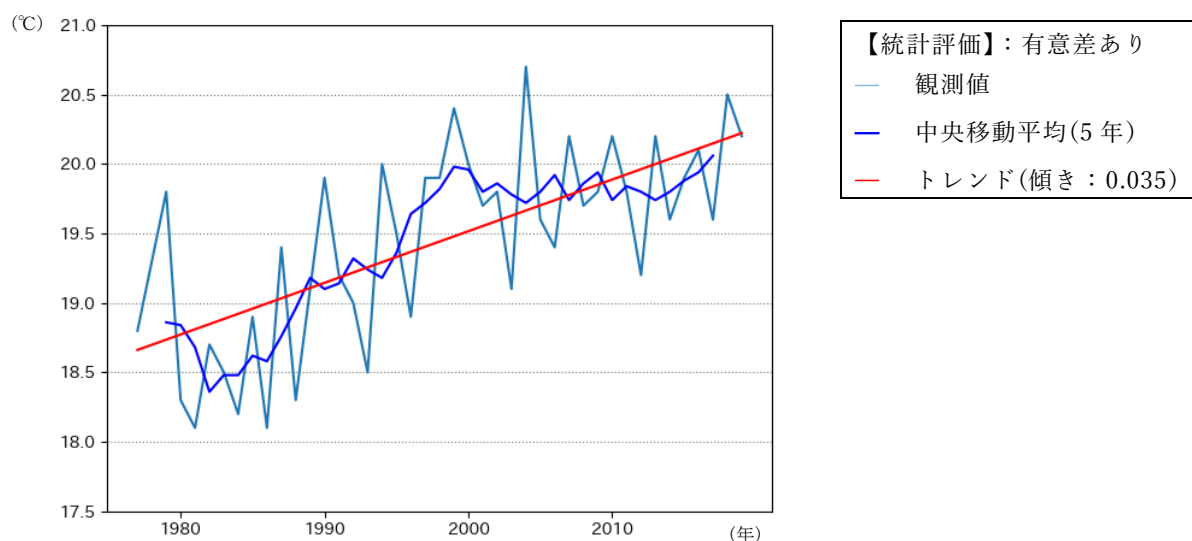


図 日最高気温の年平均の推移（府中）

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

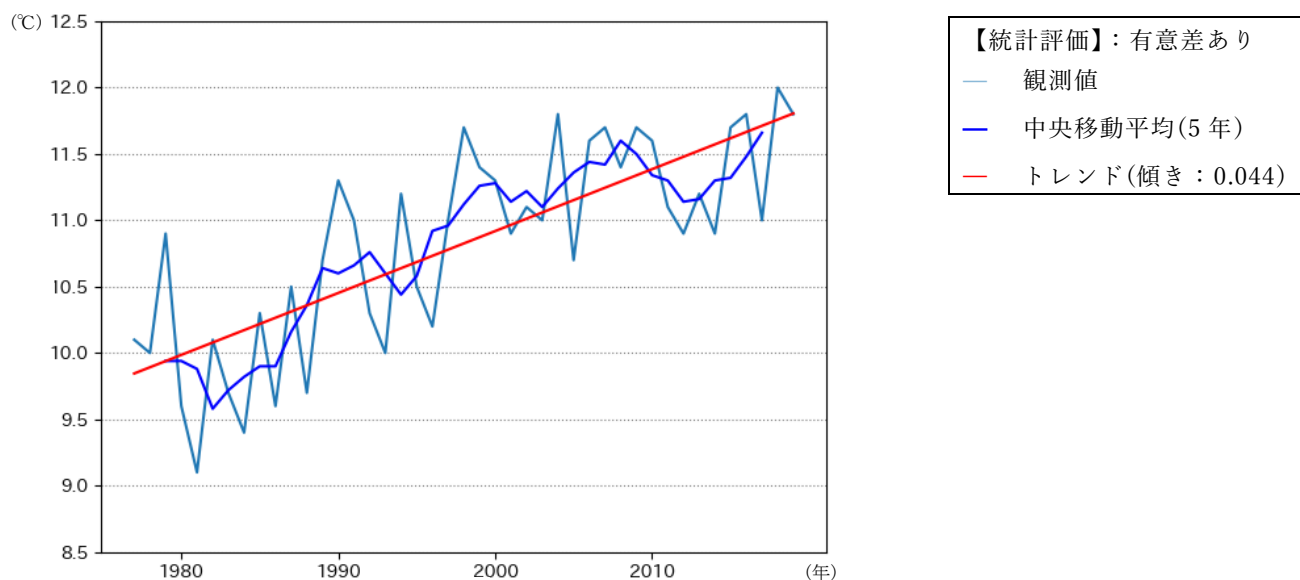


図 日最低気温の年平均の推移（府中）

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

● 真夏日・猛暑日、冬日

真夏日、猛暑日の年間日数については、年によって変動がありますが、増加傾向にあることがわかります。一方で冬日については減少傾向にあることがわかります。

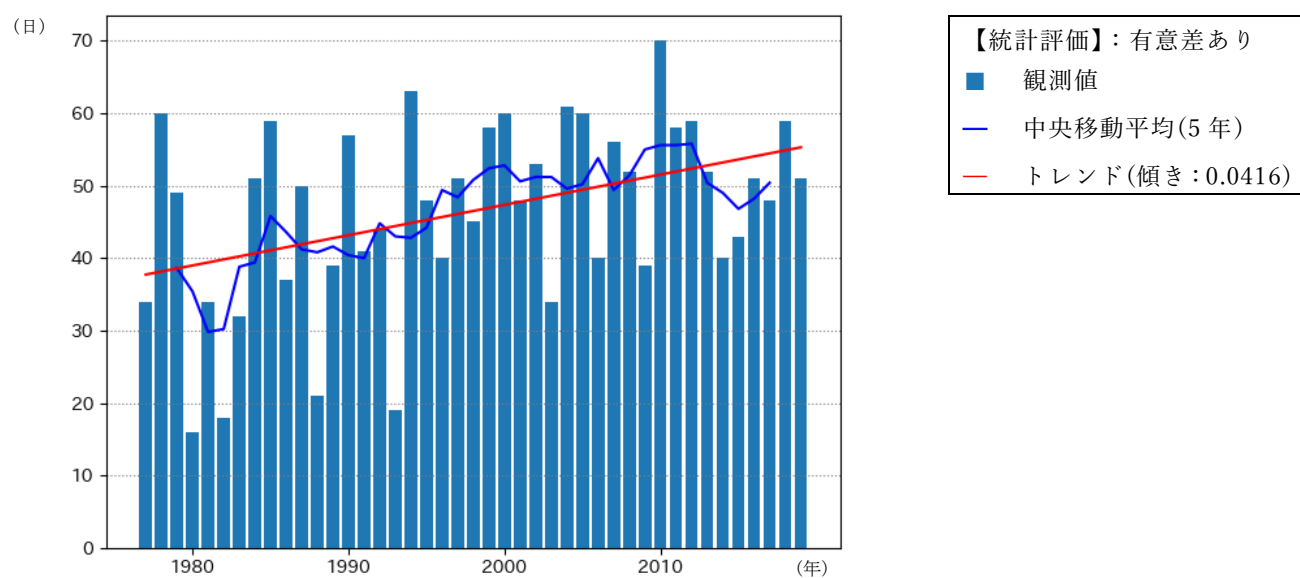


図 真夏日日数の推移（府中）

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

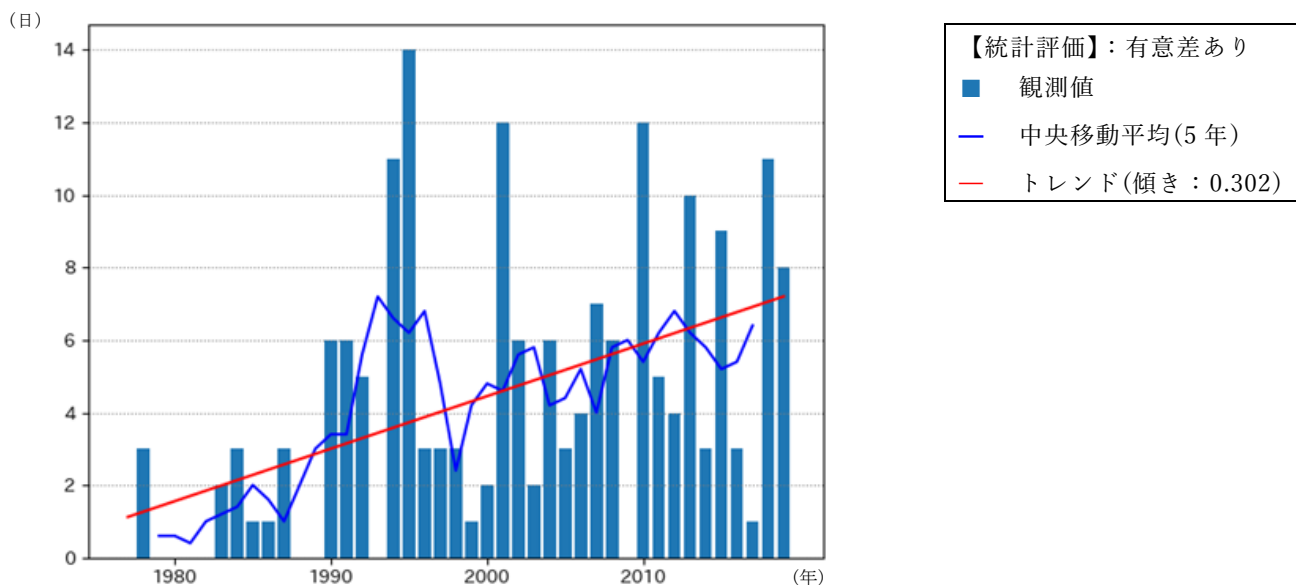


図 猛暑日日数の推移（府中）

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

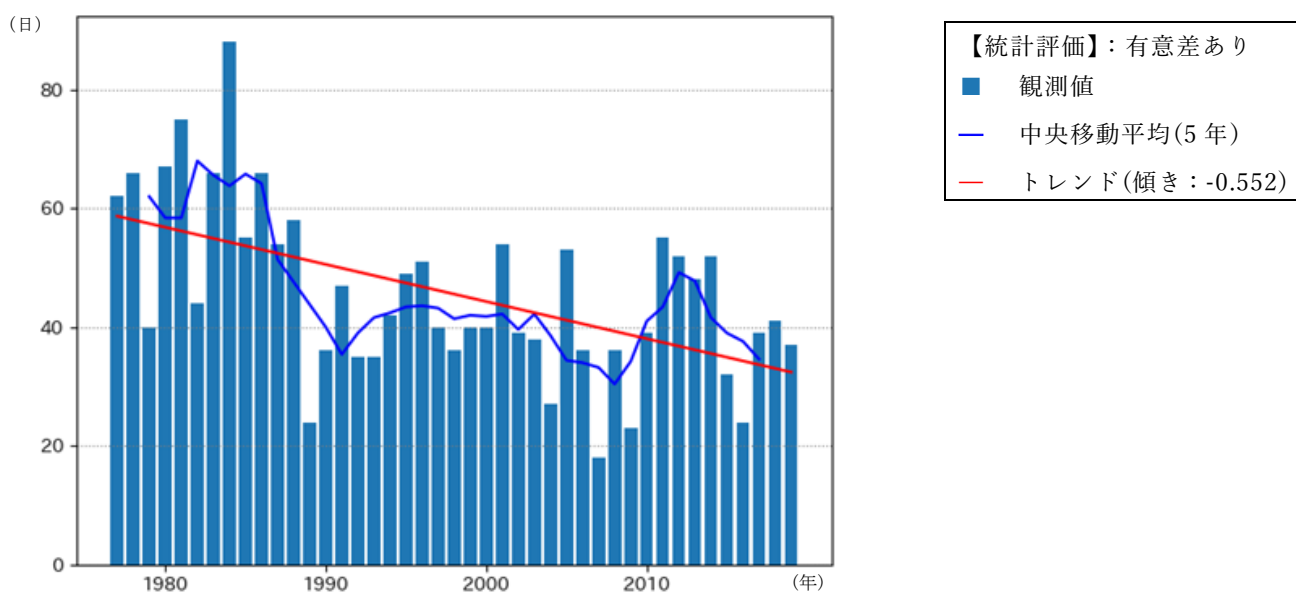


図 冬日日数の推移（府中）

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

2) 降水量

降水についてみると、年間降水量及び年間無降水日数については有意な増加は見られませんが、日あたり 100mm 以上の降雨日数は増加傾向にあることがわかります。

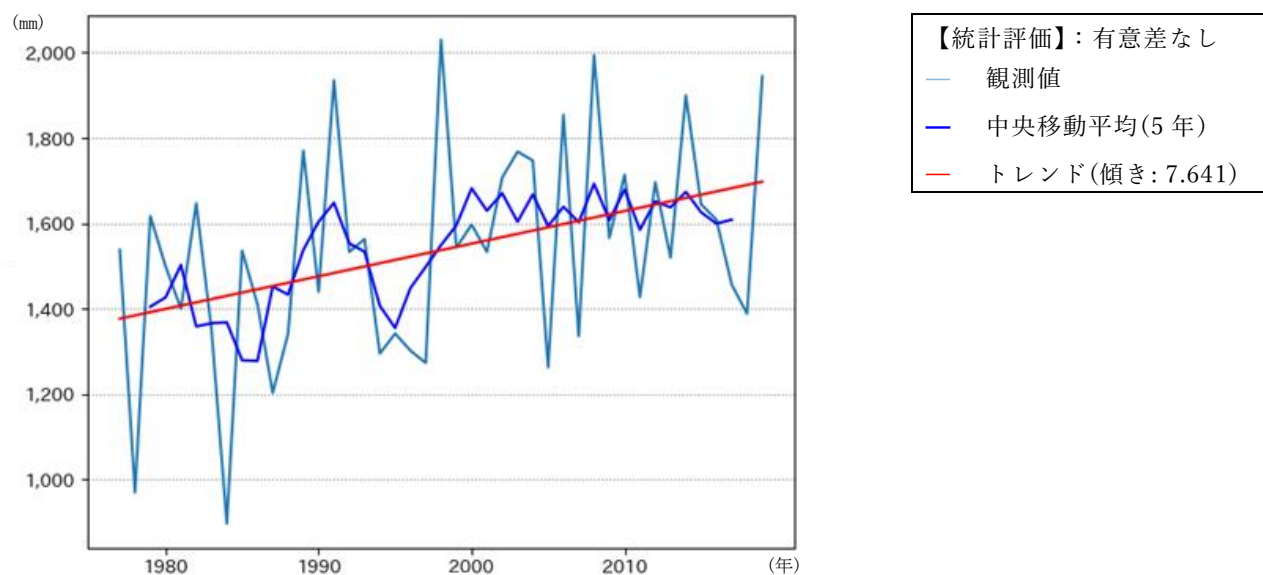


図 年間降水量の推移（府中）

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

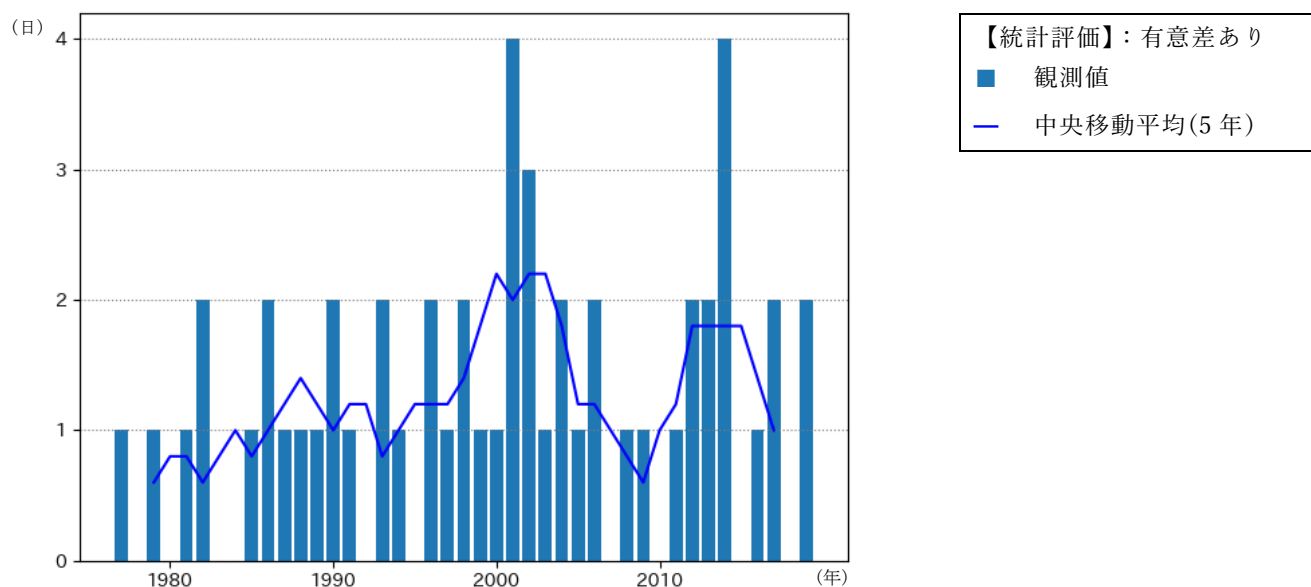


図 日あたり 100mm 以上の降雨日数の推移（府中）

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

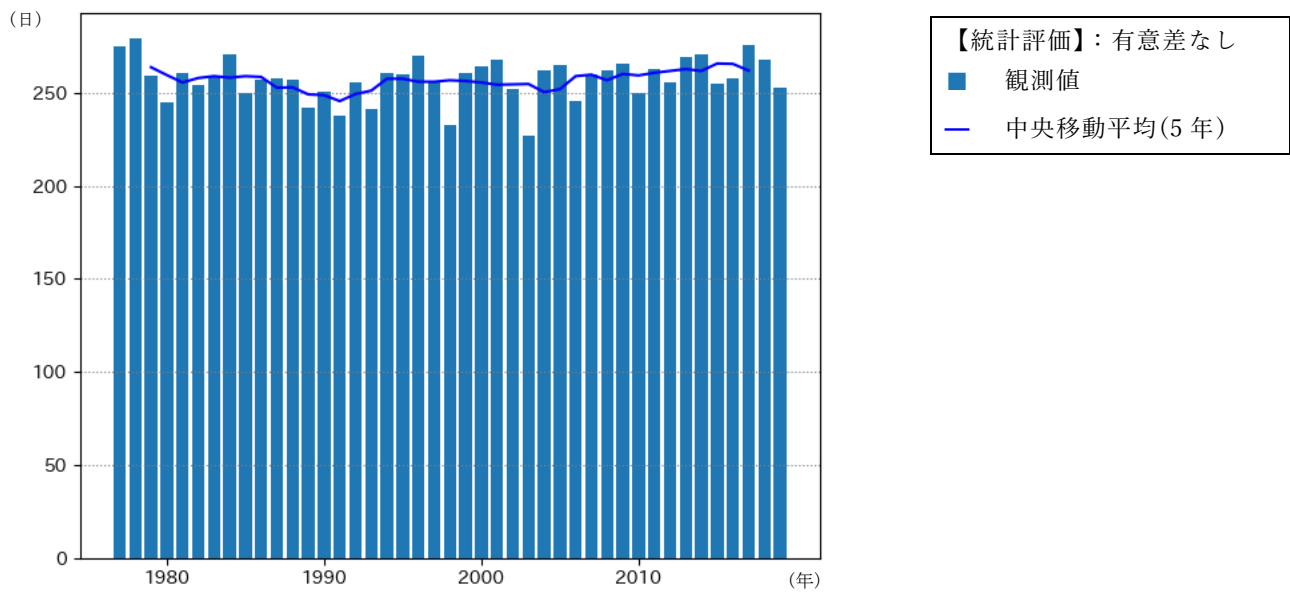


図 年間無降水日数の推移 (府中)

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

3 清瀬市において想定される気候変動の影響

以下には、今後本市において想定される気候変動の影響について示しています。なお、ここでは「東京都気候変動適応計画」で示されている影響のうち、本市の環境特性を踏まえ、影響すると考えられる項目を整理しています。

自然災害

洪水・内水氾濫

豪雨の増加、海面水位の上昇、台風の強大化等により、浸水被害の甚大化や頻発化が想定されます。

また、河川等の近くの低平地等では、河川水位が上昇する頻度の増加により、下水道等から雨水を排水しづらくなることなどによる内水氾濫の可能性が増え、浸水時間の長期化を招くと想定されます。



市内で発生した市街地の浸水

健康

暑熱

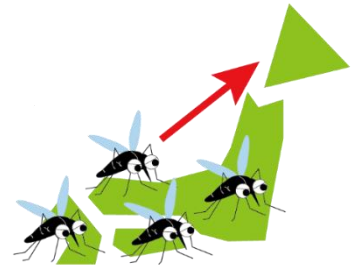
高齢者を中心に暑熱による死亡者数が増加傾向にあることが報告されています。また熱中症については、年によってばらつきはあるものの、救急搬送人員・医療機関受診者数・熱中症死亡者数は増加傾向にあります。高齢者への影響が大きいものの、真夏日・猛暑日の増加に伴い、若年層の屋外活動時の熱中症発症リスクも高くなっており、暑熱による影響は、睡眠の質の低下やだるさ、疲労感などの身体機能の低下や心身ストレスなどの健康影響にも及びます。

また、気温上昇により熱ストレスが増加し、特に高齢者の熱中症リスクが増加することが予測されています。2090年代には、東京・大阪で日中に屋外労働可能な時間が現在よりも30～40%短縮すること、屋外労働に対して安全ではない日数が増加することや、屋外での激しい運動に厳重警戒が必要となる日数が増加することなどの予測もあります。



感染症等

気候変動による気温の上昇や降水の時空間分布の変化は、感染症を媒介する節足動物(蚊など)の分布可能域や活動期間、人的被害を及ぼす外来生物の侵入・定着率を変化させ、節足動物が媒介する感染症等のリスクを増加させる可能性があります。



温暖化と大気汚染の複合影響

地球温暖化と大気汚染の複合影響について、気温上昇による生成反応の促進等により、様々な汚染物質の濃度が変化していることが報告されており、微小粒子状物質(PM_{2.5})や光化学オキシダント濃度上昇に伴う健康被害が増加するおそれがあります。

農林水産業

園芸作物 (野菜・花き)

露地野菜では、コマツナ等の葉菜類、ダイコン等の根菜類等が、高温により収穫期が早まる傾向にあります。また、高温や乾燥の影響により、生育初期の発育不良が増加する傾向にあります。さらに、果菜類でも高温による着果不良が発生しており、特に施設のトマト栽培では顕著にみられます。



果樹

日本ナシなど果樹全般について、冬から春の温暖化の影響で発芽や開花が早まったことにより、その後の霜害による花芽や新梢が枯死するなどの被害が見られています。また、夏の高温によるブドウの着色不良や日本ナシ・キウイフルーツなどに日焼け果といった障害が発生しています。果実肥大期以降の高温・少雨による果肉障害(みつ症、裂果等)も生じています。

病害虫

害虫については、ハダニ類、シンクイムシ、スリップス類など高温を好む害虫が多発し、また発生時期が長期化する傾向にあります。病害については、これまで明確に気候変動により増加した事例は見当たりませんが、病害虫の発生増加や分布域の拡大による農作物への被害の拡大の可能性があります。



農業生産基盤

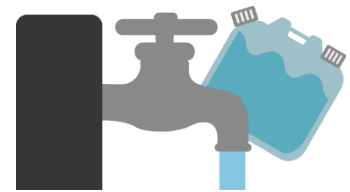
多雨や渇水等の極端な気象現象の増大や年間平均気温の上昇により、全国的に農業生産基盤である農地への影響が予測されています。また、近年では集中豪雨が頻発しており、農地の湛水被害等のリスクが増加することが予測されています。

水資源・水環境

水資源

今後、年降水量や季別降水量の年変動は大きくなり、少雨の発生の頻度は大きくなるとともに、季別の降水パターンの変化、積雪量の減少、融雪時期の早まりなどにより、水資源の利用可能量は減少すると予測されています。

また、気候変動による気温の上昇は、飲料水・冷却水等都市用水の需要を増加させる可能性があります。



水環境

気候変動によって水温の変化、水質の変化、流域からの栄養塩類等の流出特性の変化が想定されます。

河川については、大雨・短時間強雨の増加で土砂の流出量が増加し、濁度の上昇をもたらす可能性があるほか、水温の上昇による溶存酸素量の低下、微生物による有機物分解反応の促進、藻類の増加等も予測されています。

自然環境

陸域生態系

自然林・二次林については、冷温帯林の構成種の多くは、分布適域がより高緯度、高標高域へ移動し、分布適域の減少が予測されている一方、暖温帯林の構成種の多くは、分布適域が低緯度、低標高域へ移動し、分布適域の拡大が予測されています。

淡水生態系

河川では、温度上昇や CO₂ 増加により藻類の生産速度が増加しますが、栄養塩供給が乏しい淡水生態系では、藻類の増加はその餌としての質を低下させるため、高次生産は減少すると予測されています。

生物季節

ソメイヨシノの開花日の早期化など、様々な種への影響が予測されています。また、個々の種が受ける影響にとどまらず、種間の様々な相互作用への影響が予想されています。



分布・個体群の変動

分布域の変化やライフサイクル等の変化が起こるほか、種の移動・局地的な消滅による種間相互作用の変化が更に悪影響を引き起こす、生育地の分断により気候変動に追従した分布の移動ができないなどにより、種の絶滅を招く可能性があるとする研究事例があります。

気候変動により外来種の侵入・定着率の変化につながるものが想定されています。

イラスト出典：気候変動適応情報プラットフォーム

4 具体的な施策

本計画は、気候変動適応法第 12 条に基づく、適応計画であり、また第 3 次清瀬市環境基本計画の一部として位置付けられています。このため、適応計画に関連する施策については、第 4 章で示す、目指すべき環境未来像と目標・施策の中で整理しています。

適応に関する具体的な施策

第 4 章 目指すべき環境未来像と目標・施策
気候変動参照 (p46, 47)

第4章 目指すべき環境未来像と目標・施策

Ⅰ 目指すべき 2050 年における環境未来像

Ⅰ) 本市が目指すべき環境未来像

本市は、東京都心から 20～25km の距離に位置しているにもかかわらず、武蔵野の風情を象徴する雑木林や屋敷林をはじめ、病院街のまとまった緑など、自然環境が多く残されています。また、市内を流れる主要河川である柳瀬川は金山緑地公園をはじめとした親水空間が整備されており、生き物や水辺と親しむことができる環境がつくられています。また、農地は、農業を通じ経済的な効果を与えているだけでなく、生物の生息地としての役割や地場産農産物の地産地消による農作物の輸送に伴う温室効果ガスの削減、都市農地の持つヒートアイランド現象の緩和効果や雨水を保水する役割など、私たちの生活を支える様々な重要な役割を担っており、これらは本市の魅力であり、将来に引きつがなければならない大切な地域資源です。

一方で、近年の気候変動に伴う世界の平均気温の上昇は、極端な高温などを拡大させ、洪水などの被害の深刻化が懸念されており、将来世代にわたって影響を受ける重要な課題となっています。本市においても地域資源への影響も懸念されることから、2050 年までにゼロカーボンを実現します。

さらに、市内から排出されるごみは市民の協力のもと、減量化、分別の徹底、再資源化が進められています。一方で「大量生産・大量消費・大量廃棄型」の社会経済活動や生活様式は、気候変動や生物多様性の損失など深刻な環境危機を招いていることから、従来型の線形経済からの脱却を図り、循環経済（サーキュラーエコノミー）を実現するため、市民・事業者との協力のもと、更なる廃棄物の発生抑制、再資源化を実現します。

このため、こどもから大人まで、全ての市民・事業者が環境を保全するための行動変容に取り組み、地域の環境保全活動に積極的参加することで、自然環境をはじめとした本市の資源を未来につなぐとともに、持続可能な社会を実現します。

このような考えを踏まえ、本計画の目指すべき環境未来像は次のとおりとします。

本市が目指すべき環境未来像

自然と人が共存し、 地域の資源を未来へつなぐまち 清瀬

2050 年において、本市は市の環境を象徴する雑木林や屋敷林、農地、良好な水質が保たれた河川などの豊かな自然環境に代表される地域資源が市民や市民団体との協力のもと維持されており、これらの自然環境に依存する多くの生き物の姿を見ることができます。

豊かな自然環境と調和した暮らしの中で、地域資源を守り育てながら次世代へとつなぎ、サーキュラーエコノミー、ゼロカーボンを実現しながら、人と自然が共に支え合う持続可能な社会が実現されています。

2) 環境未来像の実現に向けた施策の体系

前述の環境未来像を実現するため、本市では以下に示す5つの基本方針に基づいて施策を展開します。

■基本方針 1 気候変動

2050年におけるゼロカーボンを実現するため、気候変動の緩和に取り組むとともに、気候変動への適応を図ります。

■基本方針 2 廃棄物・資源循環

廃棄物の適正処理及び5Rの取組や事業者との連携等を通じて資源の循環利用を進め、循環経済の実現に向けて取り組みます。

■基本方針 3 自然共生

先人より受け継がれた雑木林や屋敷林、農地、柳瀬川などの河川に代表される市内の自然環境を保全するとともに、地域資源として活用します。

■基本方針 4 安全・安心・快適

大気や水質等の公害対策や交通安全対策を通じて、これからも安全・安心な生活環境を保全するとともに、良好な景観の維持に努めて快適な環境を維持します。

■基本方針 5 人づくり・協働

環境教育・学習等を通じて、一人ひとりの行動変容を促すとともに、市内の多様な主体が連携して市内の環境保全に取り組めます。

自然と人が共存し、地域の資源を未来へつなぐまち
清瀬

1 気候変動	1 省エネルギーの推進	1 省エネ行動の推進	2 建築物の省エネルギー化の推進
	2 再生可能エネルギーの普及促進	1 再生可能エネルギーの活用	2 再生可能エネルギー機器の導入促進
	3 脱炭素まちづくり	1 移動手段の脱炭素化の推進	2 次世代エネルギーによる脱炭素化
	4 災害レジリエンスの強化	1 浸水対策の推進	2 防災性の向上促進
	5 健康を守る対策	1 暑さ対策の推進	2 感染症対策の推進
2 廃棄物・資源循環	1 廃棄物の発生抑制と減量化	1 リデュース・リユースの推進	2 食品ロス対策の推進
	2 リサイクル・リニューアブルの推進	1 リサイクルの推進	2 リニューアブルの推進
	3 廃棄物適正処理対策	1 廃棄物適正処理対策	
3 自然共生	1 自然環境の保全・活用	1 水辺の保全・活用	2 緑の保全・活用
	2 生物多様性の保全・活用	1 生物多様性の普及	2 生物多様性の保全
	3 農地の効果的利用	1 農との共生	
4 安全・安心・快適	1 公害防止対策	1 安全・安心な環境づくり	2 水環境の保全
	2 化学物質による汚染防止策	3 大気質の保全	4 騒音・振動等の抑制
	3 美しいまちの創造	1 化学物質対策	
	4 道路・交通対策	1 地域資源をいかした美しいまちづくり	2 協働による美しいまちづくり
5 人づくり・協働		1 環境に配慮した道路整備	2 公共交通の利便性向上
		3 自転車利用環境の整備	4 歩行者に配慮した環境の整備
	1 持続可能な地域を育む人づくり	1 環境学習の場づくり	2 環境教育・学習の推進
	2 協働による取組の推進	3 ボランティア活動の推進	
		1 多様な主体との連携	

2 環境未来像を実現するための目標・施策

基本方針 1 気候変動

関連するSDGsの目標



■ 基本施策

- 1-1 省エネルギーの推進
- 1-2 再生可能エネルギーの普及促進
- 1-3 脱炭素まちづくり
- 1-4 災害レジリエンスの強化
- 1-5 健康を守る対策

■ 数値目標（KGI）

項目名	基準値	現状値	目標値	備考
温室効果 ガス排出量	272 千t-CO ₂ eq/年 (平成25年度)	235 千t-CO ₂ eq/年 (令和4年度)	110 千t-CO ₂ eq/年 (令和17年度)	基準年度比（平成25 年度）60%削減

基本施策 1-1

省エネルギーの推進

【基本施策の考え方】

気候変動の緩和に向けて、市民や事業者の日常の活動における行動変容を促すとともに、エネルギー効率の高い建築物の普及を通じて、省エネルギーの推進を図り、CO₂の排出を抑制します。

↳施策 1 省エネ行動の推進

- 啓発を通じて市民の日常生活における様々な行動について、環境負荷の少ない環境に配慮した行動に変容します。

↳施策 2 建築物の省エネルギー化の推進

- ZEH や ZEB の普及を図り、家庭や事業所、オフィスビル等から排出される温室効果ガスを抑制します。
- 住宅やオフィスビル、商業施設などの民間建物におけるエネルギー消費を効率的に削減する取組を推進します。
- 公共施設における改修や設備更新の際には、エネルギー効率の高い設備の導入を行い、省エネルギー化を図ります。

基本施策 1-2

再生可能エネルギーの普及促進

【基本施策の考え方】

気候変動の緩和に向けて、市内で消費される電気について再生可能エネルギー由来の電力へ切り替えるとともに、市内における再生可能エネルギー機器の普及を通じて電気の使用に伴う CO₂の排出を抑制します。

↳施策 1 再生可能エネルギーの活用

- 再生可能エネルギー由来の CO₂排出量が少ない電力への切り替えを推進します。

↳施策 2 再生可能エネルギー機器の導入促進

- 建物等への太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器の導入促進に努めます。

基本施策 1-3

脱炭素まちづくり

【基本施策の考え方】

気候変動の緩和に向けて、徒歩や自転車、公共交通の利用など環境負荷の少ない移動手段の選択や ZEV の普及を図るとともに、水素などの次世代エネルギーの普及に向けた情報収集などを通じて、脱炭素まちづくりを進めます。

└施策 1 移動手段の脱炭素化の推進

- 徒歩や自転車、公共交通機関の積極的な利用を促進し、移動に伴う環境負荷の低減に努めます。
- 公用車の入替え時には ZEV の導入を図るとともに、市民・事業者に対して ZEV の普及、エコドライブの推進に努めます。

└施策 2 次世代エネルギーによる脱炭素化

- 水素やメタネーション、燃料電池といった、環境負荷が少ない次世代エネルギーや技術について情報収集に努めます。

基本施策 1-4

災害レジリエンスの強化

【基本施策の考え方】

大雨頻度の増加や台風の大型化などに伴って発生頻度の増加が懸念される水害に備え、排水対策などに取り組むとともに、市民の防災意識の向上など地域の防災性を高めることで、気候変動への適応を図ります。

└施策 1 浸水対策の推進

- 大雨による道路冠水の被害を未然に防ぐため、排水設備の整備等の対策を図ります。
- 浸水被害の軽減や地下水涵養を図るため、透水性舗装、公共施設等への雨水貯留・浸透施設の設置、一般住宅等への浸透マスの設置の推進に努めます。さらには、事業者への雨水利用設備の導入を促進します。
- 豪雨時の下水道への負荷を軽減するため、雨水貯留施設などによる流出抑制に努めます。

└施策 2 防災性の向上促進

- 災害時に備えた行動が取れるよう、市民の防災意識の向上を図ります。
- 地域の状況を踏まえた防災対策を進め、地域の防災性の向上を図ります。

【基本施策の考え方】

気候変動がもたらす猛暑や感染症リスクへの対応として、市民の健康を守るための暑さ対策や住環境の改善、緑化の推進、感染症対策に関する情報発信などを行い、安全で健康な生活環境の確保に努めます。

└施策 1 暑さ対策の推進

- 熱中症のリスク軽減に向けた注意喚起や予防情報の発信を行います。
- 暑さ対策として誰もが利用できるクールスポットの開設を推進します。
- 健康と省エネの観点から、断熱性能の向上やエアコンの設置など住宅の温熱環境改善に向けた普及啓発を行います。
- 地域や街角の緑化を促進するとともに、街路樹の維持等を通じて、街なかでの緑陰空間の確保を進めます。

└施策 2 感染症対策の推進

- 気候変動によって引き起こされる衛生害虫が媒介する感染症に関する情報を収集・発信し、感染の予防に努めるとともに、感染症対策の普及啓発を行います。

市民・事業者の配慮指針

市 民

●温室効果ガスの排出抑制について

- ✓ 家庭内での電気・ガス・水道の使い方を見直し、照明の消灯や冷暖房の温度調整、省エネ家電の利用など、日常の中でできる工夫を重ね、エネルギーの使用削減に取り組みましょう。
- ✓ 再生可能エネルギーへの関心を高め、住宅への太陽光発電の設置や、再エネ電力への切り替えなど、温室効果ガス排出削減に向けて積極的に取り組みましょう。
- ✓ 移動には、できる限り徒歩や自転車、公共交通機関を活用し、車を使用する際はエコドライブを心がけ、二酸化炭素の排出削減に取り組みましょう。

●温暖化への適応について

- ✓ 気候変動により高まる健康リスクに自ら備える必要があるため、夏の暑さ対策として断熱性の高い住宅環境の整備や、クールスポットを活用しましょう。また、地域の緑化活動への参加など、まちの緑陰空間を育てることで快適なまちづくりに協力しましょう。
- ✓ 気候変動による媒介生物の生息域拡大、活動期間の延長に伴う感染症リスクの増大に備えましょう。
- ✓ 大雨や浸水などの災害に備え、ハザードマップを利用して避難経路の確認をするなど、日常から事前防災を通じて防災意識を高め、家庭内での準備や地域訓練などにも積極的に参加しましょう。

事業者

●温室効果ガスの排出抑制について

- ✓ 自社施設のエネルギー効率を見直し、高効率な空調設備や LED 照明の導入、断熱改修を行うとともに、ZEH や ZEB などの省エネ型建築物の導入にも長期的な視点で検討しましょう。事業用車両については、ZEV への切り替えやエコドライブの徹底などにより、移動に伴う温室効果ガスの排出削減を進めましょう。
- ✓ 再生可能エネルギーの導入について、太陽光発電の導入や再エネ電力への切り替えを通じて、脱炭素経営を推進しましょう。また、従業員の環境意識を高めるための社内研修や情報共有に努め、職場全体で省エネ・環境配慮の意識を浸透させましょう。

●温暖化への適応について

- ✓ 事業継続計画（BCP）の見直しや、敷地内の緑化、雨水貯留設備の導入などを通じて、地域の防災性向上にも貢献しましょう。

基本方針 2 廃棄物・資源循環

関連するSDGsの目標



■基本施策

- 2-1 廃棄物の発生抑制と減量化
- 2-2 リサイクル・リニューアブルの推進
- 2-3 廃棄物適正処理対策

■数値目標（KGI）

項目名	現状値	目標値	備考
ごみ・資源物 排出量	17,409t/年 (令和5年度)	17,216t/年 (令和17年度)	清瀬市一般廃棄物処理基本計画より

基本施策 2-1

廃棄物の発生抑制と減量化

【基本施策の考え方】

ごみの発生抑制と資源の有効活用を目的に、リデュース・リユースの推進やごみ減量の取組を進めるとともに、食品ロス削減に向けた連携と啓発により、持続可能な社会の実現を目指します。

↳施策 1 リデュース・リユースの推進

- ごみの発生を抑制し減量化を図るため、ごみ分別アプリの普及、市民・事業者との連携を通じて取組を進めます。

↳施策 2 食品ロス対策の推進

- 小売業者と連携し、在庫管理や販売方法の工夫等により廃棄物の発生抑制を図ります。
- 食品ロス削減に向けて、市民や事業者への啓発など意識の醸成を進めます。

基本施策 2-2

リサイクル・リニューアブルの推進

【基本施策の考え方】

循環型社会の実現に向けて、市民への周知や回収体制の強化によりリサイクルを推進するとともに、環境配慮素材の活用促進を通じて、持続可能な消費行動の定着を目指します。

↳施策 1 リサイクルの推進

- 市民周知を通じて、資源化を促進するとともに、回収品目の拡大を図ります。
- 不燃ごみや粗大ごみの選別精度向上に努め、再資源化を推進します。
- 団体による資源の集団回収を支援し、資源循環の推進と地域連携の強化を図ります。

↳施策 2 リニューアブルの推進

- 環境に配慮した素材を用いた製品の選択を促進し、持続可能な消費行動の定着を図ります。

【基本施策の考え方】

環境や生活環境への悪影響を防ぐため、廃棄物の不適正処理を未然に防止する監視・指導体制を強化し、適正処理の徹底と信頼性の高い廃棄物管理を推進します。

└施策 1 廃棄物適正処理対策

- 廃棄物が不適正に処理されないよう監視や指導を強化し、適正処理の徹底を図ります。

市民・事業者の配慮指針

市 民

● 5R の推進について

- ✓ ごみの発生をできる限り抑え、減量するため、必要なものを見極めて購入し、不要なごみを減らすリデュースに取り組みましょう。日常生活ではマイバッグの使用や詰め替え製品の活用など、繰り返し使えるものを選び、リユースを心がけましょう。
- ✓ リサイクルを推進するため、ごみ分別アプリなどを活用しながら適正な分別に努めるとともに、資源回収に積極的に協力してリサイクルに取り組むことで、地域と連携して資源循環の輪を構築しましょう。

● 食品ロス対策、持続可能な消費について

- ✓ 食品ロス削減に取り組み、食べきれる量を購入し、食材の保存方法や賞味期限を確認することで無駄を減らしましょう。
- ✓ 再生素材やバイオマス素材を利用した製品、簡易な包装の製品を選択することで、環境に配慮された製品の普及を後押しし、持続可能な消費を推進しましょう。

事業者

● 事業活動における環境負荷の低減について

- ✓ 事業活動において廃棄物の発生抑制と資源循環を積極的に推進しましょう。製品の設計段階から不要な資源の使用を減らし、簡易包装や再利用可能な資材の導入を検討しましょう。また、販売や在庫管理の効率化に努め、食品にあたっては食品ロスの削減を実現しましょう。
- ✓ 廃棄物の分別や回収体制を整備し、再資源化を促進するとともに、再生素材やバイオマス素材などの環境配慮型素材を積極的に採用し、持続可能な製品づくりに努めましょう。

● 適正処理について

- ✓ 廃棄物の適正処理を徹底し、法令を遵守するとともに、従業員に対する環境教育を充実させ、組織全体で環境保全の意識を高めましょう。地域の資源回収活動や環境イベントに協力し、市民や行政と連携しながら地域社会の持続可能な発展に寄与しましょう。

基本方針 3 自然共生

関連するSDGsの目標



■基本施策

- 3-1 自然環境の保全・活用
- 3-2 生物多様性の保全・活用
- 3-3 農地の効果的利用

■数値目標（KGI）

項目名	現状値	目標値	備考
身近な水辺や緑への親しみ	67.8% (令和5年度)	79% (令和17年度)	身近な水辺や緑に親しみを感じるかの質問に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合の合計（清瀬市政世論調査）

【基本施策の考え方】

水辺や緑の保全・活用を通じて、生物多様性の保全や潤いある空間の創出を図るとともに、市民や地域と連携した保全活動や緑化の推進により、自然と共生する豊かな環境づくりを進めます。

↳施策 1 水辺の保全・活用

- 河川清掃等の市民によるボランティア活動を支援し、地域ぐるみの環境保全を推進します。
- 河川沿いの緑陰の確保や、水辺レクリエーションの拠点を形成し、市民が水とふれあえる場の確保に努めます。
- 多様な生き物が生息・生育できる水辺環境を整備し、生物多様性の保全に努めます。
- 潤いや安らぎのある水辺空間の創出のため、都や近隣自治体と連携していきます。

↳施策 2 緑の保全・活用

- 武蔵野を象徴する雑木林、屋敷林などの貴重な緑の保全・活用に努めます。
- 地域に適した植栽樹種を選定し、調和の取れた街路樹景観の整備に努めます。
- 清瀬市みどりの環境をつくる条例に基づき、建築物や敷地内の緑化を促進し、都市環境の質を高めます。
- 地域の身近な緑を継続的に維持・保全し、緑豊かなまちづくりを進めていきます。
- 市有林について、適切な保全・管理に努めます。
- 市内の良好な緑地を保全するため、緑地の公有地化を推進します。

【基本施策の考え方】

生物多様性の重要性についての普及啓発や自然観察の機会を通じて市民の理解を深めるとともに、生態系への配慮や地域連携による保全活動を進め、多様な生き物が共生する環境の維持に取り組みます。

└施策 1 生物多様性の普及

- 生物多様性の重要性について情報発信を行い、市民の意識向上を図ります。
- 地域の自然環境保全を総合的に進めるため、生物多様性戦略の策定を検討します。
- 市民が自然とふれあう機会を創出するため、専門家と連携した自然観察会を実施します。

└施策 2 生物多様性の保全

- 市民や環境保全活動団体と連携した生態系の保全や自然再生の取組を推進します。
- 開発の際、生態系に配慮した工法を導入するなど、生き物や生息地への影響を最小限にとどめるよう配慮します。
- 生き物が安定的に生息できる場を守るとともに、新たな生息域の創出も進めます。
- 自然環境を面的につなぐ生態系ネットワークの構築を図り、生物多様性の維持に努めます。
- 動物愛護のための啓発と情報発信を行います。
- 希少植物の盗掘を未然に防ぐため、監視体制や啓発活動の充実を図ります。
- 生態系への影響が大きい特定外来生物について、防除や普及啓発を推進します。

【基本施策の考え方】

農地の保全と有効活用を通じて、地産地消や市民参加型の取組を推進し、地域経済の活性化と農業への理解を深めます。あわせて、持続可能な農業の実現に向けた支援と環境との調和を図ります。

└施策 1 農との共生

- 農地の保全及び有効活用と地元農業の推進を図るため、支援策の強化を検討します。
- 直売所の周知や学校給食への導入など、地元で生産された農産物の消費を促進し、地域経済や農業の活性化を支援します。
- 市民農園など市民が農業と直接触れ合う体験の場を提供し、農業への理解と関心の向上に努めます。
- 農業経営者への支援を強化し、持続可能な農地保全と農業の維持を図ります。
- 環境保全と農業生産を両立させる環境創造型農業の普及を進め、持続可能な農業の支援に努めます。

市民・事業者の配慮指針

市 民

●身近な自然環境の保全について

- ✓ 本市の自然環境を未来へ引き継ぐため、水辺や緑地といった自然環境の美化や清掃活動にボランティアとして参加し、地域の環境保全の一翼を担うなど、身近な自然環境の保全に取り組みましょう。
- ✓ 日々の生活では、自然とのふれあいを大切にし、自然観察会や農業体験などに参加し、屋敷林や雑木林といった武蔵野の面影を残す緑を守る意識を持つなど、子どもたちを含む市民全体の環境意識の向上に努めましょう。
- ✓ 地元農産物の購入や直売所の利用を通じて、地域の農業と自然環境の共生に貢献しましょう。

●生物多様性の保全について

- ✓ 外来生物の放流や持ち込みを控え、野生生物や希少植物の採取を行わないなど、生物多様性を損なわないように努めましょう。家庭で飼育するペットについても、適正な管理と終生飼養を徹底し、地域の生態系に影響を及ぼさないよう努めましょう。

事業者

●事業活動における環境保全について

- ✓ 開発や建設を行う際には、生態系や自然景観への影響を最小限に抑えるよう配慮し、生物多様性に配慮した工法や緑化対策の積極的な採用を通じて、本市の自然環境と調和した持続可能な経済活動に努めましょう。また、緑化や屋上緑化、街路樹の保全にも積極的に取り組み、都市環境の質を高めることに取り組みましょう。
- ✓ 農業関連の事業者においては、環境創造型農業の導入を進め、化学肥料や農薬の使用を抑えつつ、持続可能な農業経営に取り組みましょう。食品小売業者などは、地元農産物の販促や地産地消の推進に協力し、地域の農地保全や経済循環に取り組みましょう。

●地域と連携した自然環境保全について

- ✓ 地域の自然資源を守る観点から、外来生物や希少植物に対する知識を深め、不適切な取り扱いの防止に努めましょう。環境イベントや自然保全活動への協賛・協力などを通じて、地域との連携を深め、自然共生社会の形成に貢献しましょう。

基本方針 4 安全・安心・快適

関連するSDGsの目標



■基本施策

- 4-1 公害防止対策
- 4-2 化学物質による汚染防止策
- 4-3 美しいまちの創造
- 4-4 道路・交通対策

■数値目標（KGI）

項目名	基準値	目標値	備考
環境基準達成状況	各環境基準値 (大気、河川水質、騒音、ダイオキシン類)	各基準値を達成	大気については、光化学オキシダントを除く
歩行者による道路通行の安心さ	26.8% (令和5年度)	38% (令和17年度)	歩行者が周囲の道路を安心して通行することができるかの質問に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合の合計（清瀬市政世論調査）

【基本施策の考え方】

生活環境の保全に向けて、大気・水質・騒音・振動等の調査や指導、生活排水対策の推進、悪臭・野焼き等への対応を通じて、市民や事業者と連携した公害防止に取り組み、安全・安心な環境づくりを進めます。

└施策 1 安全・安心な環境づくり

- 生活環境を守るため、市民一人ひとりの行動変容を促す啓発活動を実施します。
- 大気調査、騒音・振動調査、水質調査、臭気調査等を継続実施するとともに、緊急時の対応の周知など安全対策も実施します。

└施策 2 水環境の保全

- 生活排水の適正処理を図るため、公共下水道への接続を推進します。
- 廃食用油や食べ残しを流さないなど、家庭でできる生活排水対策を普及します。
- 水の再利用や有効利用に関する情報提供を通じて、水資源の保全に対する意識の向上に取り組みます。

└施策 3 大気質の保全

- 大気汚染防止法に規定する特定施設に対し法令に基づく指導を行い、大気汚染の未然防止に努めます。
- 自動車から公共交通機関、徒歩や自転車への移動手段の転換などを通じて自動車の使用抑制を図ります。
- 微小粒子状物質（PM_{2.5}）について適切な情報提供を行っていきます。
- 野焼き等の不適正な焼却行為などを監視し、その原因者に対しての指導を図ります。

└施策 4 騒音・振動等の抑制

- 事業所・現場等からの騒音・振動・悪臭について、自主的な取組、規制・指導を通じた環境負荷の低減を図ります。

基本施策 4-2

化学物質による汚染防止策

【基本施策の考え方】

化学物質による健康や環境への影響を防ぐため、調査結果の報告を通じて市民の安心を確保するとともに、事業者への適正管理の指導を行い、安全・安心な環境づくりを進めます。

↳施策 1 化学物質対策

- 適正管理化学物質を年間一定量取扱う事業者に使用量等の報告を求めます。
- 適正管理化学物質の報告に基づき、事業者に対し適切な管理指導を行います。

基本施策 4-3

美しいまちの創造

【基本施策の考え方】

地域の自然や文化的資源を活かした景観形成や緑の保全を進めるとともに、市民と協働した清掃・美化活動や公共空間の適正管理により、魅力と調和のある美しいまちづくりを推進します。

↳施策 1 地域資源をいかした美しいまちづくり

- 都市計画事業や公共施設の建設等の際には、地域の特性を活かした景観の形成に努め、緑と樹木の保全を図ります。
- 市内にある緑と樹木、水辺、文化的財産などを積極的に守り、景観的要素の保全に努めます。

↳施策 2 協働による美しいまちづくり

- 地域住民による清掃・美化活動への支援を通じ、環境保全の輪を広げていきます。
- 東京都景観条例に基づき、都市景観についての市民の意識を高める啓発活動の推進に努めます。

【基本施策の考え方】

安全・快適な移動環境を実現するため、生活道路や幹線道路の整備を環境に配慮しながら進めるとともに、公共交通や自転車の利便性の充実に努め、持続可能な交通体系を構築します。

↳施策 1 環境に配慮した道路整備

- 生活道路の整備について、安全で快適な移動の確保に努めます。
- 渋滞緩和や防災面の強化のため未整備の幹線道路を、環境対策を行いながら整備するように努めます。
- 地域の地形や機能を踏まえた市街地の形成を計画的に進め、住環境に配慮した環境対策を行いながら整備するように努めます。

↳施策 2 公共交通の利便性向上

- 都市計画道路整備の進捗に応じてバス路線を見直すなど、公共交通の利便性向上に努めます。
- 地域のニーズや利用状況などを踏まえ、「きよバス」の運行体制の見直しを検討します。

↳施策 3 自転車利用環境の整備

- 自転車利用を促進するため、自転車の走行環境の整備や自転車駐車場の計画的な整備に努めます。
- 自転車利用者への道路交通法の周知、マナー啓発により、安全で快適な自転車利用を促進します。

↳施策 4 歩行者に配慮した環境の整備

- バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進め、誰もが安心して通行できる道路づくりに努めます。
- 夜間の安全確保のため、街路灯や防犯灯の設置・LED化（照度改善）に努めます。

市民・事業者の配慮指針

市 民

●日常生活を通じた安全・安心・快適の実現について

- ✓ 安全で快適な暮らしを守るため、日々の行動の中に環境への配慮を取り入れていきましょう。生活排水やごみの適正な処理を通じて水質汚染や悪臭を防止し、台所では廃食用油や食べ残しを排水口に流さないなど、水質への負荷を未然に防ぐように努めましょう。
- ✓ 車の使用を減らし、自転車や公共交通機関を利用するなど、移動手段を見直すことで、大気汚染や騒音の軽減に取り組みましょう。
- ✓ 清掃活動への参加や地域の美化に協力し、住みよいまちづくりに貢献しましょう。
- ✓ 化学物質や騒音などの環境リスクに関する情報に関心を持つとともに、家族と共有するなど、安全・安心・快適な環境の実現に努めましょう。

事業者

●事業活動を通じた安全・安心・快適の実現について

- ✓ 環境と調和した安全・安心・快適なまちづくりの実現に向け、事業活動の中で地域の環境への影響を抑制するため、工場や事業所から発生する騒音・振動・悪臭については、法令遵守だけでなく、自主的な環境対策や近隣住民への配慮に努めましょう。また、大気汚染の防止に向けて、特定施設の適切な管理を行いましょう。化学物質を取り扱う場合には、安全な保管・管理体制を整え、漏洩や流出の防止を徹底しましょう。
- ✓ 建築や開発に携わる業種では、地域景観や緑の保全に配慮した設計と施工を行い、良好な景観の形成に取り組みましょう。店舗や事業所周辺の清掃、美化活動を通じて、地域住民との協調を図りましょう。

基本方針 5 人づくり・協働

関連するSDGsの目標



■基本施策

- 5-1 持続可能な地域を育む人づくり
- 5-2 協働による取組の推進

■数値目標（KGI）

項目名	現状値	目標値	備考
環境に関するイベントへの参加率	13% (令和6年度)	20% (令和17年度)	環境に関するイベントへの参加についての質問に対して、「自ら進んで、参加・経験したことがある」「家族や知り合いに誘われて、参加・経験したことがある」と回答した人の割合の合計（第三次清瀬市環境基本計画策定に伴う市民アンケート調査）

基本施策 5-1

持続可能な地域を育む人づくり

【基本施策の考え方】

持続可能な社会の実現に向け、市民が主体的に学べる環境を整備し、学校・地域との連携による環境教育を充実させるとともに、講座やボランティア活動を通じて環境意識の向上と人材育成に取り組みます。

└施策 1 環境学習の場づくり

- 市民の誰もが学習できる場を整えるため、市内にある公共施設が活用できるように努めます。

└施策 2 環境教育・学習の推進

- ESD（持続可能な発展のための教育）の視点を取り入れた環境教育・環境学習を推進します。
- 学校や地域団体との連携により、多様な場面での環境学習の充実を図ります。
- 子どもが身近な環境問題を考える力を育むため、学校での環境教育の充実を図るよう努めます。
- 環境問題についての理解を深めるため、環境に関する講座を開催し、必要な支援に努めます。
- 専門的な知見を活かすため、外部団体との連携による教育活動の推進を図ります。
- 市民や事業者と連携し、地域の環境活動を担う環境リーダーの育成を推進します。

└施策 3 ボランティア活動の推進

- 地域の環境保全に貢献するボランティア活動への参加を促し、活動の輪の拡大を図ります。

基本施策 5-2

協働による取組の推進

【基本施策の考え方】

市民・事業者・行政が連携し、地域全体で環境保全に取り組む体制を構築するとともに、国・都・関係機関との協働や市民意見の反映を通じて施策の質の向上を図ります。

└施策 1 多様な主体との連携

- 市・市民・事業者が連携して、地域全体で環境保全に取り組む体制づくりの構築に努めます。
- 環境課題への対応を強化するため、国・都・関係機関と連携し取組を進めます。
- 環境施策の質の向上に向けて、市民や有識者の意見を反映する仕組みを整えます。

市民・事業者の配慮指針

市 民

●自発的な環境学習の実施について

- ✓ 市内の環境講座などに主体的に参加し、持続可能な発展を目指す ESD の視点を理解・実践するなど、清瀬市の未来を支えるために環境について主体的に学び、自ら行動を起こしましょう。市などが主催する環境講座などの学習の機会に積極的に参加し、身近な環境問題に関心を持ち、自ら考え行動しましょう。

事業者

●温室効果ガスの排出抑制について

- ✓ 従業員に対して持続可能な発展について理解するための研修や環境講座へ積極的に参加を促すことで、専門的知見を取り入れた教育活動を推進しましょう。また、地域の環境ボランティア活動への参加や支援を通じて、地域社会との協働を深め、環境保全に積極的に取り組みましょう。

第5章 計画の推進方策

Ⅰ 推進体制

本計画の推進にあたっては、清瀬市環境審議会をはじめ、清瀬市環境基本計画策定委員会、各担当課及び事務局（環境課）が、相互に連携を図りながらそれぞれの役割を果たし、計画を推進します。

■清瀬市環境審議会

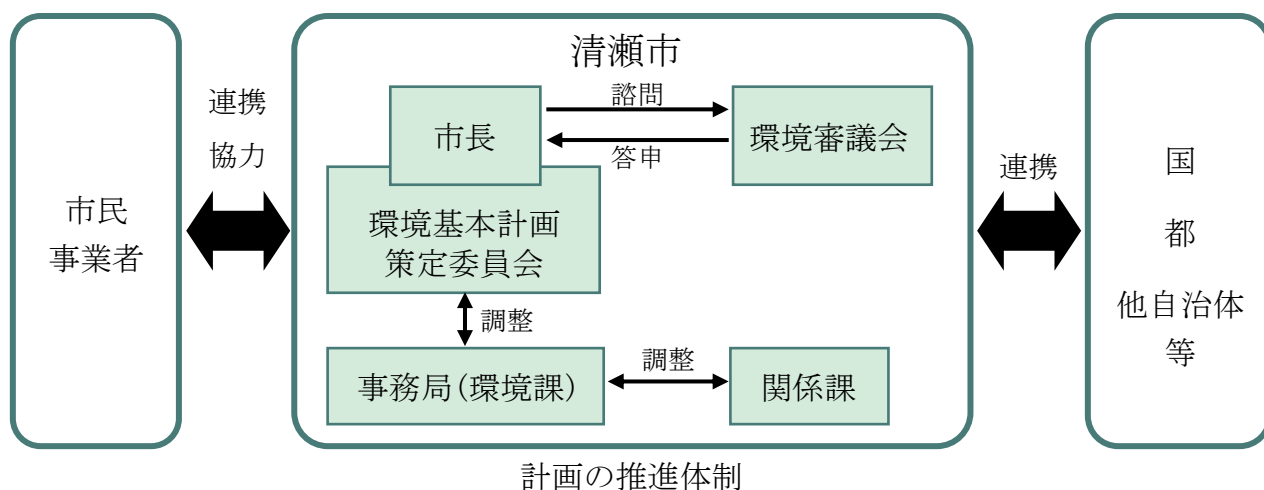
清瀬市環境基本条例に基づく市長の附属機関です。学識経験者や市民、事業者の参加の下、環境基本計画の進行管理に対する評価をはじめ、環境の保全に関して、多方面にわたる専門的知識と広い視野に立った多角的な検討を行い、時代に適した判断を示していく役割を担います。

■清瀬市環境基本計画策定委員会

環境の保全に関する庁内横断的な組織とし、施策の推進や環境基本計画全体の進行管理について、検討及び総合的調整の役割を担います。

■広域的な連携

気候変動への対応、生物多様性保全のための緑の連続性の確保、河川環境の流域保全、廃棄物処理の実施など、広域的な環境課題の解決については、本市が主体的に取り組むとともに、必要に応じて国、都、周辺自治体と密接に連携し取り組んでいきます。また、そのために日頃よりこれらの主体と情報を共有し、強固なネットワークの構築を図ります。

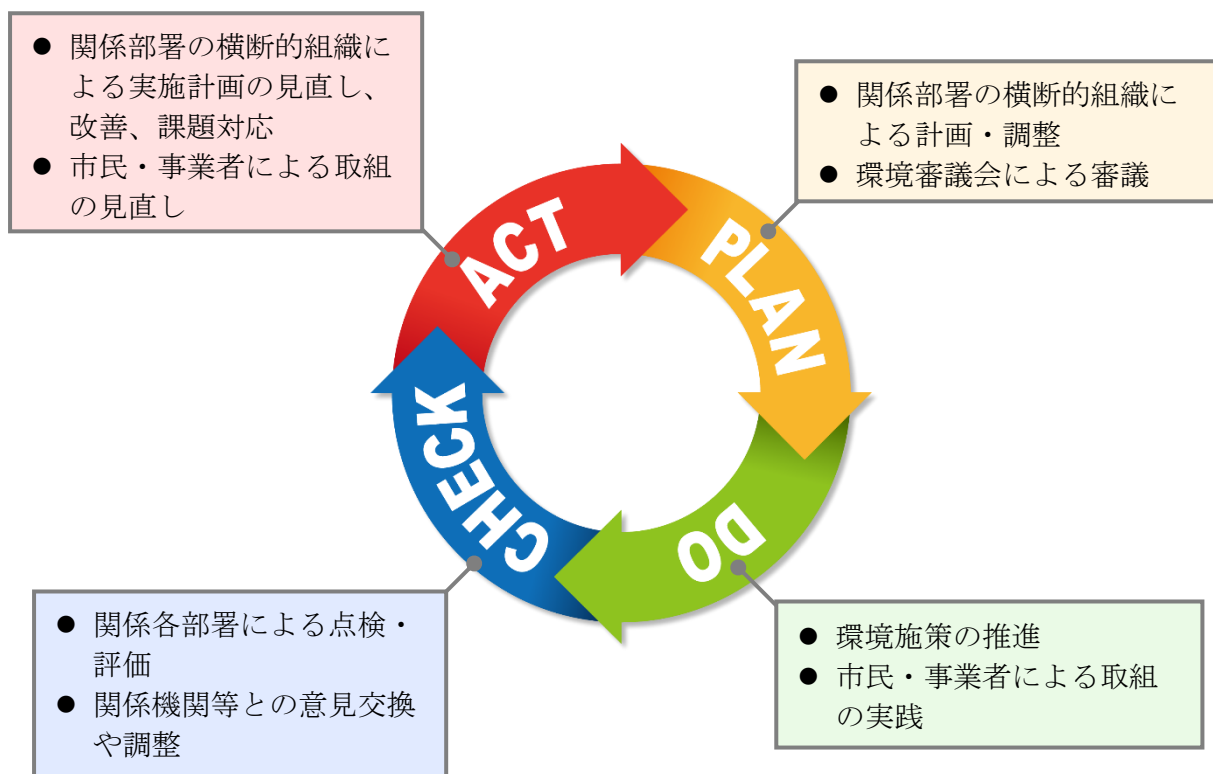


2 進行管理

1) 進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の確認、状況に応じた調整など、計画の実効性を確保するために、適切な進行管理を行う必要があります。本計画の進行管理として、PDCAサイクル※を繰り返すことにより、取組の実効性を確保します。

※Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（対策・改善）の4つのプロセスを繰り返し、目標達成や業務改善を行うフレームワーク



PDCA サイクルのイメージ

2) 実施・運用、点検・評価、見直し

本計画では目標ごとに具体的な数値目標を設けており、毎年度数値を把握することで施策の実施状況の把握・評価を行います。また、施策ごとに具体的な取組を整理した清瀬市環境基本計画実行計画に基づいて、各取組の進捗状況についても把握・評価を行います。

さらに、把握した施策の実施状況などは、毎年度、年次報告書として取りまとめ、清瀬市環境審議会に報告するとともに、市ホームページ等を通じて公表し、評価を受けます。